

令和 6 年度 高校教育を巡る最近の動き 別綴じ資料

(令和 7 年 1 月 14 日版)

資料 1	高等学校教育の在り方ワーキンググループ「中間まとめ」概要	1
資料 2	「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改正の概要	2
資料 3	「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申 概要）	4
資料 4	中央教育審議会「審議のまとめ」の考え方	10
資料 5	財政制度等審議会 財政制度分科会資料についての文部科学省の見解	12
資料 6	大臣折衝での合意事項	25
資料 7	今後の教育課程、学習指導要領及び学習評価等の在り方に関する・有識者検討会論点整理	28
資料 7	令和 8 年度大学入学共通テストの出願手続きの電子化について	38
資料 8	高等学校 DX 加速化推進事業（DX ハイスクール）	40
資料 9	令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（抜粋）	41
資料 10	初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（令和 6 年 12 月 25 日 中央教育審議会 諮問）【概要】	47
資料 11	多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策・（令和 6 年 12 月 25 日 中央教育審議会 諮問）【概要】	49
資料 12	大学入学者選抜実施要項において定める試験期日等の遵守について	50

令和 7 年 1 月 17 日
全国高等学校長協会

高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ（令和5年8月） 概要

I. これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方

高校教育の実態が地域・学校により非常に多様な状況にあるため、質の確保・向上に向けて、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要

■ 多様性への対応

- 地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現

■ 共通性の確保

- 「自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力」の育成
- 「自ら問いを立て、多様な他者と協働しつつ、その間に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力」の育成
- 「自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力」の育成
- 義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、「知・徳・体のバランスのとれた土台」の形成

取り組む
ことが
特に重要

II. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

凡例 ○：法令・通知等 □：予算事業（予算事業によって調査を行うものを含む）◇：調査 ☆：その他取組

1 少子化が加速する地域における 高校教育の在り方

- 少子化の影響により多くの地域で統廃合が進行。
今後も15歳人口の減少は一層加速。小規模校の
教育条件の改善が必要。
- 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化が必要。

小規模校の教育条件の改善に向けて

- 教科・科目充実型遠隔授業における要件（受信側教室の教員配置要件、対面授業に係る要件）の弾力化
- 全日制・定時制課程における通信教育の活用に向けた制度改正（国内の他の高校に一定期間留学する場合等）
- 配信センターの体制・環境整備、学校間連携等の促進
- ◇ スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校教育活動の実施・改善、学校の特色化・魅力化
- ☆ 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営
- 地域や学校を越えた生徒同士の学びのプラットフォームの構築
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入等による学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校における働き方改革の推進、コーディネーター等の配置支援

2 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

- 不登校児童生徒数が義務教育段階を中心に増大。
高校段階では通信制の生徒数が近年急増。
- 全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、
柔軟で質の高い学びを保障していくことが必要。

生徒の多様な学習ニーズに応える 柔軟で質の高い学びの実現に向けて

全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保

- 自宅等からの同時双方向型の遠隔授業や通信教育の活用に向けた制度改正
- 上記に係るモデル事例の創出
- 履修・修得の柔軟な認定の促進
- 学びの多様化学校や校内教育支援センターの設置促進
- 不登校経験が不利益に扱われない高校入学者選抜等
- 通信制課程における優良事例の創出等
- ◇ 不登校生徒に対する継続的な実態調査
- ☆ 通信制課程の制度や特徴に係る情報発信
- SC・SSWの配置充実、心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等
- 公立通信制高校等の機能強化等
- 通級指導・日本語指導の実施に向けた体制整備
- 学校と地域社会の連携・協働の推進

3 社会に開かれた教育課程、 探究・文理横断・実践的な学び

- 高校生の3割が家や塾で学習を「しない」と回答。
- 授業の満足度・理解度は学年が上がるともに低下。
- 多くの高校で文理のコース分けがなされ、特定の教科を十分に学習しない傾向。

全ての生徒の学びの充実にに向けて

- 普通科改革の促進、コーディネーターの配置支援を通じた探究・文理横断・実践的な学びの推進
- グローバル人材育成に資する拠点校の整備等、国際的な教育を行う高校の整備推進・運営支援
- 理数系教育の更なる充実
- 産業界等と専門高校の連携・協働の強化、取組の横展開に向けた支援
- 学校における働き方改革の推進
- 教師の資質・能力の向上のためのオンライン研修コンテンツの開発支援、探究型の研修の開発・普及
- ☆ 大学入学者選抜の改善（学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善、文理横断的な学びを進める観点からの出題科目の見直し等の促進）
- 学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校間連携等の促進

中間まとめ本文はこちら→



「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改正の概要（1/2）

1 学校教育法施行規則改正（令和6年4月1日施行）

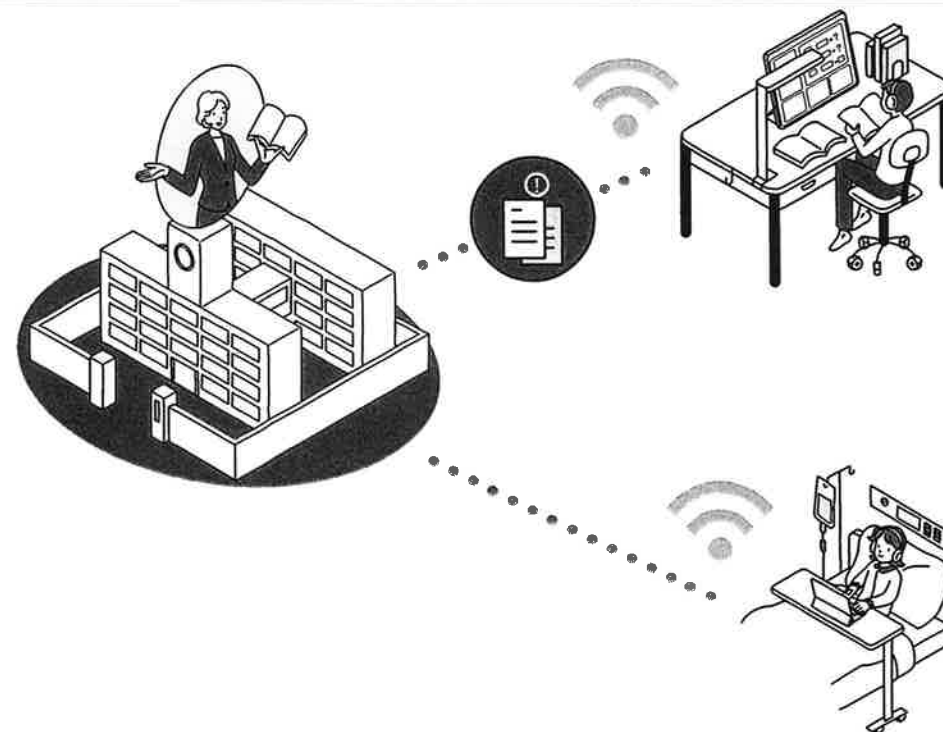
（1）不登校生徒等向けの通信教育の実施 （施行規則第88条の4関係）

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（「不登校生徒」）、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（「病気療養中等の生徒」）その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。

（2）修得可能な単位数に関する規定の整備 （施行規則第96条関係）

不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数、上記（1）の方法により修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は他校の通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位までとする。

※病気療養中等の生徒に対する遠隔授業及び通信教育については、現行の遠隔授業と同様、単位数の制限無く行うことができる



I 第96条第3項で定める単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

①不登校生徒が、学修継続のため、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室等）で遠隔授業を履修し、修得する単位

（第96条第2項第2号）

【教室外・通信教育(自校)】

②施行規則第88条の4の規定に基づく通信教育により修得する単位

【教室外・通信教育(他校・他課程)】

③全日制の課程の生徒が、施行規則第97条の規定に基づき、通信制の課程との学校間連携・課程間併修により修得する単位

①+②+③（教室外で修得できる単位数）が、合計で36単位以下となる必要

II メディアを利用して行う授業（遠隔授業）により修得する単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

左記
①

【教室内・遠隔授業】

④在籍する高等学校等では対面で実施されない多様な科目の授業や習熟度別指導による遠隔授業等を進路の実現のために履修し、修得した単位

（第96条第2項第1号）

①、④それぞれが36単位以下となる必要
※①については左記合計が36単位以下となる必要

「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改正の概要（2/2）

2 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（通知）改正関係（令和6年4月1日～）

（1）受信側の教室等への教員配置

以下の場合においては、例外的に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない

- ① 以下を全て満たし、教員に代えて学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高校等の職員（校長の指揮監督下）を配置する場合
- 受信側の教室等に当該高校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となる
- 受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合

※ ただし、当該高等学校等ごとの教員数が、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）の定めるところによる教職員の定数の標準を満たしていることが前提（教員数の合理化を目的に安易に教員に代えて職員を配置することは本特例措置の趣旨に合致しない）

- ② 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等）において、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合

（2）対面により行う授業の時間数

以下の場合においては、例外的に、対面により行う授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも認められる

- ① 以下を全て満たす場合
 - メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う
 - 同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にある
 - 配信側の教員が過年度における授業を担当している等、配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用しての授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合
- ② 病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合

（3）その他配慮いただきたい事項（柔軟な履修等）

教務規程等において、慣例として、授業への出席の回数を履修や単位認定の要件として課しているところ、遠隔授業や通信教育の実施、補講その他適切な指導の実施等により、生徒一人一人の実情に応じて柔軟に履修・単位修得を認めることが望まれる

【主な留意点等】

・**教育上支障がないと認められる場合…** 以下の①、②をともに満たすこと。
（上記（1）関係）

- ① 受信側の教室等の生徒数、活用するメディアの態様等を踏まえて、配信側の教員が生徒一人一人の学習状況を見取ることが可能な人数規模で、授業を実施するものであること。（実証結果に基づき、大型ディスプレイ越しに生徒の様子を確認する場合で最大5名程度、1人1台端末を活用した画面共有機能や共同編集機能等による場合で最大15～20名程度以下）
- ② 配信側の教員と、受信側の教室等に配置される職員とが授業の進め方や生徒の状況に係る事前の打合せを行い、役割分担を明確化した上で、遠隔授業が実施されること。また、受信側の教室等に配置される職員が、当該役割を十分に認識し、果たすことができる者であること。

・**自宅で遠隔授業を受けた場合の出欠…** 出席扱いにすることが可能。その際、画面やチャットツール等を通じて生徒の学習状況を把握することにより、出席扱いと認めることが考えられる。

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について ～全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～ (答申)【概要】

令和6年8月 中央教育審議会

第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状

1. 我が国の学校教育の現状

- 日本の学校教育は、**全国的に一定水準の教育を保障**
- **知・徳・体**にわたる**全人的な教育が国際的にも高く評価**
- **PISA2022でも世界トップレベルの結果**

これらは、**教師の
献身的な努力**の成果

- コロナ禍により、学校が子どもたちにとっての**福祉的な役割**も担っていることが再認識
- 学校を取り巻く環境の大きな変化
(例：GIGAスクール構想の進展、社会自体の急激な変化 等)

➡ **日本の学校教育は更なる高みを目指す**：「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実
新たな学びの実現に向けて、教職の魅力を上出し、教育界内外から教師に優れた人材を確保し続ける環境整備が必要不可欠

2. 学校が対応する課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化

➢不登校 ➢いじめ重大事態 ➢特別支援教育 ➢児童虐待 ➢外国人児童生徒 ➢子供の貧困 ➢ヤングケアラー ➢家庭・地域の状況も大きく変化 など

➡ **課題が複雑化・困難化**する中で、結果として、**学校や教師の負担が増大**してきた実態

※不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発生件数は過去最多

3. 我が国の教師を取り巻く環境の現状

- 令和元年給特法改正を踏まえた時間外在校等時間の**上限指針**の策定
- 「3分類」に基づく**学校・教師が担う業務の適正化**
- **教職員定数の改善**や**支援スタッフの配置拡充** など

＜教師の時間外在校等時間の推移＞
(教員勤務実態調査より推計。教諭・月当たり)

(平成28年度)		(令和4年度)	
小学校	中学校	小学校	中学校
約59時間	約81時間	約41時間	約58時間

- **時間外在校等時間の減少**
- 有給休暇の取得日数の増加 など

- **依然として時間外在校等時間の長い教師が存在**
- **教師不足も憂慮すべき状況**
- 教師の**メンタルヘルス対策**も喫緊の課題

教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない**危機的状況**
教師を取り巻く環境の**抜本的な改革が必要**

第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- 教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず**研究と修養**が求められる**学びの高度専門職**であり、教職生涯を通じて**学び続けられる**ようにしていくことが必要
- チーム学校の考え方の下、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成**が必要

➡ **研修や学ぶ時間の十分な確保等**によって**自己の資質・能力等を高められるようにし、活き活きと子どもたちと接する**ことができる環境の整備が必要

2. 教師を取り巻く環境整備の目的

- 教師の**健康を守る**ことはもとより、教師の**人間性や創造性**を高め、高い**専門性を発揮**できるようにするとともに、知識・技能等を**学び続けられる環境**の整備
- 新たな学びの実現に向けて、教師の**資質能力の向上**や多様な人材の**教育界内外からの確保**により、質の高い教職員集団を実現
- **若手教師や教職志望の学生**を引きつけるため、**抜本的に教職の魅力を上**

➡ **学校教育の質の向上を通じた、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現**

3. 教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性

第3章

学校における働き方改革の更なる加速化

第4章

一体的・総合的に推進することが必要

第5章

学校の
指導・運営体制の充実

教師の処遇改善

第3章 学校における働き方改革の更なる加速化

1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等

- 平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、令和元年には給特法が改正され、業務量の適切な管理等に関する指針を策定。
- 教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、部活動の見直し、ICTによる業務効率化等を進め、教育委員会における取組も着実に進捗。

➡ 教師の月当たりの平均の時間外在校等時間は、小学校で約18時間、中学校で約23時間減少。 ※平成28年度から令和4年度の比較。推計値のため参考としての比較である点には留意が必要。

- 一方、教育委員会や学校における取組状況の差が課題。解像度を上げて、具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行すべき。

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

※学校・教師が担う業務に係る3分類

- 学校教育の質の向上のため、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部分を他の教師等と分担する「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、3分類*に基づく業務適正化の徹底、調査の精選、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化等が必要。

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- 勤務時間管理は、労働法制上、服務監督教育委員会の責務。
- 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」やPDCAサイクルの構築が不可欠。在校等時間の教育委員会ごとの公表も必要。
- 国は、PDCAサイクルを通じた働き方改革の推進、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みを検討・都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求める ことが必要。
- 教育委員会は、PDCAサイクル実施に当たっての定量的な目標設定が必要。まずは時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指し、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
- 教育委員会内の働き方改革の担当の明確化も必要。学校についても、教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化等が必要。
- 働き方改革に向けた校長等の管理職のマネジメント能力が重要であり、校長の育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上が必要。

(2) 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- 学校における働き方改革を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化することが必要。
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築や、スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実が必要。

4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- 教師のメンタルヘルス対策に関する事例の創出等を更に進め、各教育委員会における取組の充実が必要。若手教師への支援体制の充実が必要。
- 産業医の選任や衛生委員会の設置等、法令上求められる学校の労働安全衛生管理体制の整備に向けて、教育委員会への強力な指導が必要。
- 正規の勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保できるよう、担任外の教師も含め給食指導を輪番制にすること等により休憩時間を割り振ること等が必要。
- いわゆる「勤務間インターバル」について、学校においても進めることが必要。学校の特性も踏まえつつ、PDCAサイクルの指標の一つとして検討すべき。
- 1年単位の変形労働時間制の趣旨や効果について、国は、未活用の教育委員会に対しても周知することが重要。

5. 柔軟な働き方の推進

- 早出遅出勤務やフレックスタイム制度、テレワークについて、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、導入を促進する必要。

第4章 学校の指導・運営体制の充実

1. 教職員定数の改善と教職員配置の在り方等

(1) これまでの経緯

- 義務標準法では、勤務時間の半分を指導時数、残り半分は校務に充てることを想定し、いわゆる「乗ずる数」(*)を設定。
- 平成29年、令和3年に義務標準法を改正（少人数指導等のための教師の基礎定数化、小学校の学級編制の標準の35人への引下げ）

(※) 学級数に応じて係数を設定。例えば、12学級の中学校には19人の教員（校長を除く。）の配置等。

(2) 持続可能な教職員指導体制の構築

<持ち授業時数の軽減>

- 学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、高学年に加え、小学校中学年についても教科担任制を推進し、専科指導のための定数改善が必要。

<若手教師への支援>

- 新卒教師は、学級担任ではなく教科担任としたり、持ち授業時数を軽減したりする等の取組ができるよう、教科担任制の充実にに向けた定数改善が必要。
- 若手教師を支えるため、若手教師が年齢の近い中堅教師等に気軽に相談できるよう、若手教師の支援について学校の中で組織的に体制を充実する必要。
- 若い教職員の増加に伴い、産休・育休の取得者等も増加しているため、教職員が安心して産休や育休を取得することができるような体制整備が必要。

(3) 多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応

- 急増する不登校児童生徒をきめ細かく支援するため、誰一人取り残されない「COCOLOプラン」の実現に向けた体制整備に向けて、学びの多様化学校への教員配置の充実や、不登校生徒への支援等に対応する生徒指導担当教師の全中学校への配置等が必要。
- 養護教諭や栄養教諭の配置充実、高等学校や特別支援学校の指導・運営体制の充実の検討が必要。
- 35人学級についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築が必要。

(4) 組織的・機動的なマネジメント体制の構築

- 学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、「新たな職」の創設が必要。
- 副校長・教頭の未配置校の解消や複数配置基準の引下げの検討、主幹教諭の配置充実、事務職員の校務運営への参画と配置充実が必要。

2. 支援スタッフの配置の在り方等

- 学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、支援スタッフの更なる配置充実と、次世代型「チーム学校」の実現が必要。
- 教員業務支援員の安定的な確保のための環境整備と一層の連携・協働に向けた学校マネジメントの推進、副校長・教頭マネジメント支援員の配置充実が必要。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実や効果的な活用の推進、部活動指導員の配置充実が必要。
- 「教員業務支援員との協働の手引き」等も活用しながら、支援スタッフの着実な確保・配置、教師との連携・協働、役割分担の推進が必要。

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 教職員定数の改善や支援スタッフの配置拡充と併せ、社会人の学校への参入促進等により多様な専門性を有する教職員集団の形成が必要。
- 教職課程の活用等も通じた、様々な強みや専門性を持った教師の養成・採用や、特別免許状、特別非常勤講師の積極的な活用が必要。
- 多様な社会人等の参入促進に当たっては、参入しやすくなる免許制度の検討等が必要。
- 民間企業等の従業員が任期付職員として学校現場で勤務することも想定。国は制度の周知・活用促進を図るべき。
- 教職の魅力の広報・啓発や現場ニーズの適切な発信等が必要。

第5章 教師の処遇改善

1. これまでの経緯

- 昭和46年に給特法、昭和49年に人材確保法が制定。人材確保法に基づき教師の処遇改善が行われ、昭和55年には、一般行政職に比べて教師は約7%の優遇分が確保されるも、その後、相対的に優遇分が低下し、現在ではわずかになっている状況。
- 諸外国においても、教職の魅力向上や教師不足の解消等を目的とした教師の処遇改善が行われている。

2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- 教師の処遇改善の水準は、人材確保法による処遇改善後の昭和55年の一般行政職に比した優遇分の水準（約7%）以上を確保することが必要。
 - 教師は、我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて複雑・困難な職務を担っており、専門的な知識や技能等が求められる高度専門職。
 - 教師が、専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方が求められる。
 - ・教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、日々変化する目の前の子供たちへの臨機応変な対応が必要。
 - ・どのような業務をどのようにどの程度まで行うか、教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分が大きい。
 - ・教師の職務は、教師の自主的・自律的な判断に基づく業務と、管理職の指揮命令に基づく業務が日常的に渾然一体となっており、正確な峻別は極めて困難。授業準備や教材研究等が、どこまでが職務なのか、精緻に切り分けることは困難。
- = 一般の労働者や行政職とは異なる教師の職務や勤務態様の特殊性は、現在においても変わらず、一般行政職等と同様の時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない。
- ➡ 教師の職務等の特殊性を踏まえると、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有する。
- 県費負担教職員制度の下では、市町村が時間外勤務手当を支払う責務を負わないため、企業と同様の形では、時間外勤務命令を発しないインセンティブが十分には機能しないと考えられる。
- ➡ PDCAサイクルを通じた働き方改革を推進し、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みの検討や、学校の指導・運営体制の充実により、時間外在校等時間の縮減を目指すことが適当。管理職は、教師の時間外在校等時間の適切な把握が必要。- 人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、教職調整額の率は少なくとも10%以上とすることが必要。
- 管理職からの勤務命令が抑制的な中、教師の自発性・創造性に委ねるべき部分が大きいこと等から、超勤4項目に別の業務を追加することは適さない。

3. 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- 職務給の原則も踏まえ、職務や勤務の状況に応じた給与体系の構築が必要。また、人事評価の適正な実施・活用が必要。
- 職務給の原則に従って、「新たな職」の創設に伴い、教諭と主幹教諭の間に、新たな級の創設が必要（6級制の実現）。主任手当よりも高い処遇を想定。
- 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえ、学級担任の教師について、義務教育等教員特別手当の額を加算する必要。
- 負担と処遇のバランスに配慮しながら、例えば、特別支援学級等の教師の給料の調整額による処遇の在り方を含め検討することが考えられる。
- 学校教育の質の向上に向けて、管理職による適切な学校運営が重要であり、その職務と職責の重要性を踏まえ、管理職手当等の改善が必要。

第6章 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等

- 国は、教師を取り巻く環境整備の進捗状況を毎年度の取組状況調査を通じて客観的にフォローアップし、機動的に取組みの見直しを図ることが重要。
- 次期学習指導要領における標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方等については、今後の専門的検討を踏まえ、改革されることを期待。

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための 環境整備に関する総合的な方策 工程表（イメージ）

中央教育審議会

別添

令和6年8月

国の動き
（★はフォローアップ予定）
地方の動き
（原則として全ての自治体において
取り組まれることを想定）

※以下の工程表は中央教育審議会の答申に記載された提言内容のうち主なものについて現時点での見通しを記載したもの

		2023年度 夏 12月	2024年度 夏 12月	2025年度 夏 12月	2026年度以降 夏 12月
全 体		諮問 緊急提言 通知 中教審審議 概算要求 予算案 閣議決定	審議の まとめ 答申 通知 概算要求 予算案 閣議決定	制度 改正 概算要求 予算案 閣議決定	概算要求 予算案 閣議決定
		各取組の進捗状況に係る定期的・継続的なフォローアップの実施			
働き方改革の 更なる加速化	働き方改革の 実効性の 向上等	緊急提言に基づく 取組の推進 ○学校における 働き方改革の 実効性の向上	「見える化」PDCAサイクルの 構築に向けた仕組みの検討 教師の資質向上に関する議論に 働き方改革を位置づけ	検討を踏まえた 仕組みの構築 管理職の 「育成指標」の改訂	定量的な目標の 見直し・充実 指標に基づく 管理職への研修の実施
			働き方改革を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化		PDCAサイクルの構築 不断の見直し
			行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業の実施と好事例の横展開		
			法務相談体制整備のための手引きの改訂	スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実	
業務の適正化 の一層の推進		○学校・教師が担う 業務の適正化の 一層の推進 等	「3分類」に基づく業務の適正化の徹底（好事例の横展開）		
			標準を大きく上回る授業時数の見直し		
			学校行事の精選・重点化、準備の簡素化・省力化		
			校務DXの加速化		
健康及び福祉 の確保		メンタルヘルス対策に関する事例の創出、4つのケアの充実など効果的な取組の研究の実施と好事例の横展開 要因分析、検討体制の構築	モデル事例の創出・推進 効果検証、取組方策の整理・展開		メンタルヘルス対策の更なる強化
			労働安全衛生体制の 充実に向けた取組の検討	指導	労働安全衛生管理体制に関する より実効的な取組の推進
			「勤務間インターバル」推進の ための事例等を整理	留意事項 等の通知	
			「柔軟な働き方」推進の ための事例等を整理		自治体での条例等改正、学校への周知等を踏まえ、 学校において「勤務間インターバル」や「柔軟な働き方」 を推進
75 柔軟な働き方 の推進					

※「業務の適正化の一層の推進」の各施策については、フォローアップの結果を踏まえ、必要に応じて取組の加速化・深化を検討する。

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための 環境整備に関する総合的な方策 工程表（イメージ）

中央教育審議会

別添

令和6年8月

国の動き

（★はフォローアップ予定）

地方の動き

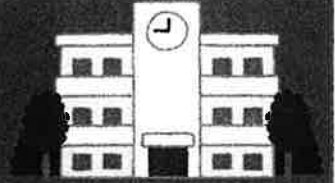
（原則として全ての自治体において
取り組まれることを想定）

※以下の工程表は中央教育審議会の答申に記載された提言内容のうち主なものについて現時点での見通しを記載したもの

★はフォローアップ予定		2023年度		2024年度		2025年度		2026年度以降	
地方の動き		夏	12月	夏	12月	夏	12月	夏	12月
(原則として全ての自治体において取り相まれることを想定)									
指導・運営体制の充実	持続可能な指導体制の構築	小学校高学年の教科担任制の推進		小学校高学年の教科担任制の強化（1年前倒して定数改善）		小学校中学年への教科担任制拡充			
		産休・育休代替教師確保のための加配定数による支援		産休・育休代替教師確保のための加配定数による支援（職種拡大）		若手教師への支援のための定数改善			
	多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応	様々な教育課題への対応のための定数改善		様々な教育課題への対応のための定数改善		生徒指導担当教師の全中学校配置			
		通級指導の充実など教育課題への対応のための基礎定数化による定数改善							
		小学校35人学級の推進（第4学年）		小学校35人学級の推進（第5学年）		小学校35人学級の推進（第6学年）		中学校を含め、望ましい教育環境や指導体制の構築	
	組織的・機動的マネジメント体制の構築				「新たな職」の検討	検討を踏まえた仕組みの構築	自治体における条例等改正	選考等	「新たな職」への任用・配置★
	支援スタッフの充実	教員業務支援員の配置拡大		教員業務支援員の全小・中学校への配置		教員業務支援員の充実と一層の連携・協働			
				副校長・教頭マネジメント支援員の創設		副校長・教頭マネジメント支援員の配置拡充			
		スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の配置充実、効果的な活用の推進							
	多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成	特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る教職課程の特例の創設・認定					様々な強みや専門性を持った教師の養成・採用 多様な専門性・背景を持つ人材の学校への参入促進 （各種制度等の積極的な活用）★		
	特別免許状の授与指針の改訂								
	教員資格認定試験の高校（情報）を再開					★			
教師の処遇改善	教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善	給特法改正案の検討				制度改正			
	職務や勤務の状況に応じた処遇改善					新たな職の創設に伴う新たな級の創設の検討		自治体における条例等改正	
						学級担任への手当加算の検討			
						管理職手当等の改善の検討			
今後の検討課題（教育課程、免許、養成等）		中教審等で検討の上、結論の出たものから制度改正、実施							

中央教育審議会答申の考え方

『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための
環境整備に関する総合的な方策について（答申）（令和6年8月）



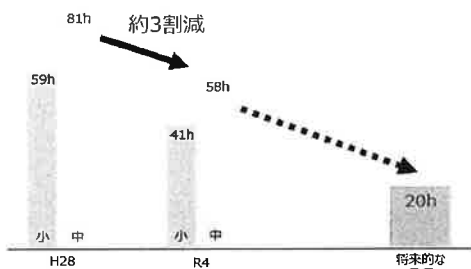
教職の魅力を向上させ、子供たちの教育のために優れた教師を確保します。

- ①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、
③教師の処遇改善 を一体的・総合的に推進します。

業務負担と長時間勤務を減らします

①学校における働き方改革を一層進めます

＜教師の1月当たりの平均時間外在校等時間＞
（H28、R4については勤務実態調査に基づく推計値）



- 学校・教師が担う業務の適正化や、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化
- 学校における働き方改革の取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築
- 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実（勤務間インターバルの推進 等）
- 学校だけでは解決が難しい事案に対応するためのスクールロイヤー等の体制構築

②教職員定数の改善等により指導・運営体制を充実させます

- 若手教師への支援や専科指導のための小学校中学年の教科担任制の推進
- 不登校やいじめ等に対応する生徒指導担当教師の配置充実
- 学校内外との連携や若手教師へのサポートのため「新たな職」の創設
- 支援スタッフのさらなる配置充実、次世代型「チーム学校」の実現
- 幅広い人材の参加促進により、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成



③専門職にふさわしい処遇を実現します

- 高度専門職である教師の職務の重要性を踏まえた、教師の大幅な処遇改善
（教職調整額の率を10%以上に 等）

諸外国でも...

教師の職務の特殊性等を踏まえ、時間外勤務手当の支給に関する規定の適用外とする国が多い。
（イギリス、ニュージーランド、ワシントン州等）

時間外勤務を時間により測定し、それに対して追加的な給与を支給する仕組みは必ずしも一般的ではありません。

Q1

教職調整額を引き上げるだけでは
働き方改革は進まないのではないですか？

A1

- 教職調整額の引き上げは、専門職にふさわしい教師の処遇を実現するために行うものです。
- 先生方の長時間勤務を減らしていくためには、学校における働き方改革の一層の推進や、教職員定数の改善等による指導・運営体制の充実を合わせて進めることとしています。



Q2

給特法を廃止しないと
長時間勤務の実態は変わらないのではないですか？

A2

- 給特法は、日々変化する目の前の子供たちに臨機応変に対応しなければならないという教師の職務の性質に照らし、逐一、管理職の職務命令によるのではなく、教師の専門職としての自律性を尊重する働き方の仕組みです。
- 給特法では、原則、時間外勤務を命じないこととし、臨時又は緊急のやむを得ない必要がある時には「超勤4項目」に限定して時間外勤務を命じることができるという仕組みになっており、教員の健康を守り、時間外勤務を抑制することを目的とした法制度になっています。

Q3

教師の処遇改善よりも、
先生の数を増やすことの方が大事なのではないですか？

A3

- 本答申では、教師の処遇改善だけでなく、教職員定数の改善等による指導・運営体制の充実が必要と提言されています。
- 時間外在校等時間が長くなる要因である「持ち授業時数」の軽減や、在校等時間が長く、休職率の高い「若手教師」への支援、不登校やいじめ等に対応する生徒指導担当教師などの教職員の定数改善を進めます。



社会全体で学校や教師を支え、
教育という営みそのものに対する敬意が自ずと生まれる社会を目指します。



文部科学省

財政制度等審議会 財政制度分科会(令和6年11月11日)
資料についての文部科学省の見解
(義務教育関係)

令和6年11月12日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

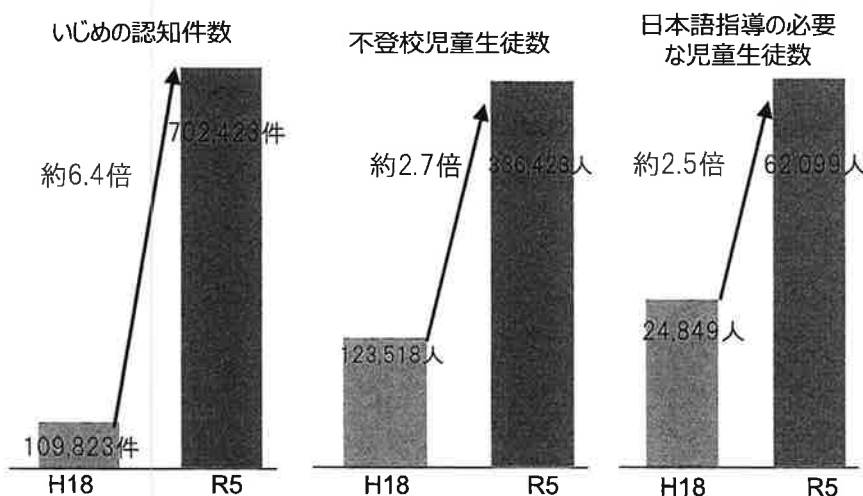
学校の人材（教職員定数について）

財政審
の資料

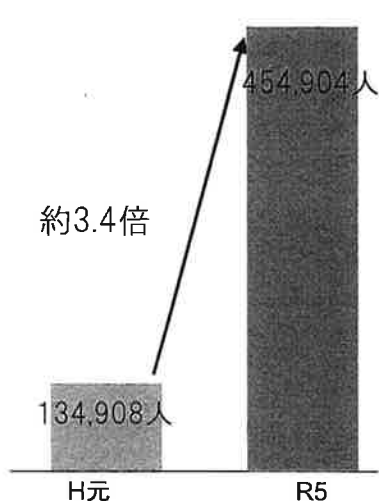
- ・平成元年度以降、児童生徒数は約40%減少しているが、教職員定数は児童生徒数ほどには減少していない。
- ・したがって、児童生徒当たりの教職員定数は増えていないわけではない。
- ・教員1人当たりの児童生徒数は、児童生徒数の減少に伴い、この20年で大幅に改善し、主要先進国の中で最少クラス。
- ・児童生徒当たりの「教員数」は増加したが、「時間外在校等時間」は減少していない。

1. 知・徳・体を一体的に育む日本型学校教育は、諸外国と比べ、教科指導だけでなく、幅広い役割を担っている。
2. 少子化が進展する中でも、学校が抱える教育課題は増加・困難化。
手厚い支援が必要な特別支援学級・特別支援学校の児童生徒も急増。
学校や教師に求められる役割や取り巻く環境も変化しており、指導体制の充実が必要。
3. 教職員定数の改善や働き方改革の推進により在校等時間は減少。

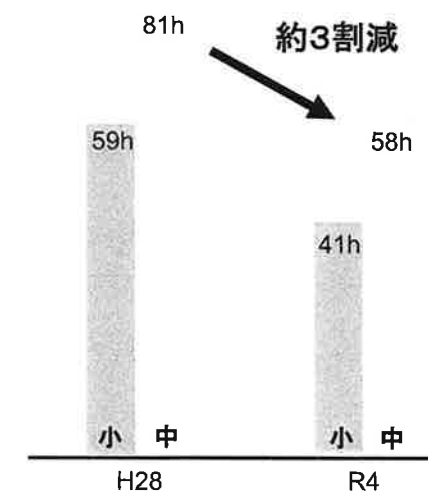
学校が抱える教育課題



特別支援学級・
特別支援学校在籍児童生徒数



平成28年度から令和4年度にかけての
時間外在校等時間(月当たり)の減少



※上記はいずれも公立小・中学校の数

(出典)「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」、「学校基本調査」、「教員勤務実態調査」、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

学校や教師を取り巻く状況の変化

- 社会全体の生活スタイル、仕事生活に関する意識の変化
- 健康・保健、安全への配慮（コロナ、熱中症、アレルギー対応など）
- 福祉の観点からの対応が必要なケースの増加（児童虐待、ヤングケアラー等）
- 教師の社会的位置づけの相対的低下
- 過剰な要求への対応、学校に対する意識の変化等

文科省
の見解

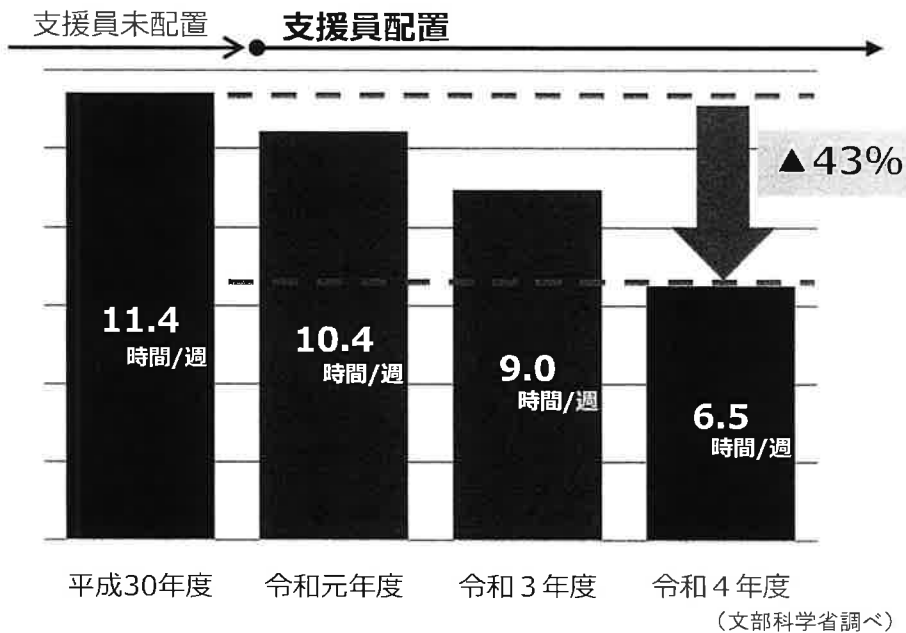
学校の人材（外部人材増と「在校等時間」）

財政審
の資料

- 外部人材の配置によって、教員（主幹教諭・指導教諭を含む）の在校等時間が有意に減少しているわけではない。
- 外部人材の配置を教員の業務の縮減につなげる実効的な仕組みが必要ではないか。

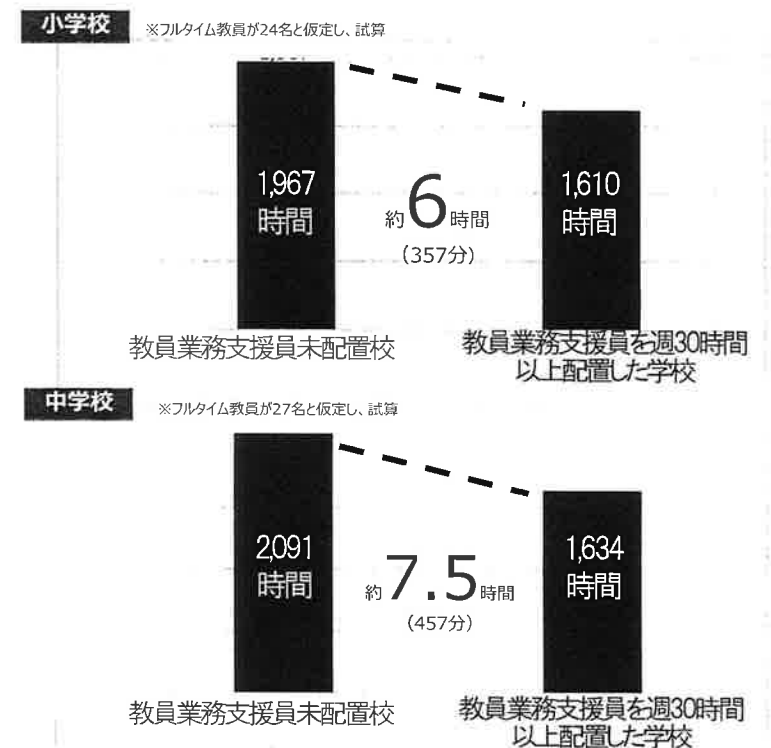
- 教員業務支援員が継続して配置された学校について、配置初年度以降、毎年度の教師の時間外在校等時間を比較すると、時間外在校等時間は着実に減少。
- 支援スタッフは、教育課題を多く抱える学校に対して優先的に配置されるため、配置校と未配置校の比較では、配置校の方が教師の在校等時間が多くなる傾向。

教員業務支援員の配置校において、時間外在校等時間が減少（※1）



（※1）平成30年度には教員業務支援員が配置されておらず、令和元年度から令和4年度にかけて教員業務支援員が配置された学校（計628校）を対象に、各年度の教師の平均時間外在校等時間を比較

教員業務支援員の配置により、教師が事務等（※2）にかかる時間が減少



（令和4年度教員勤務実態調査）

（※2）令和4年度教員勤務実態調査における「学校経営」「事務その他の業務」
 学校経営：校務分掌に関わる業務、安全点検・校内巡視、機器点検、点検立会い、校舎環境整理、日直など
 事務その他：業務日誌作成、資料・文書（調査統計、校長・教育委員会等への報告書、学校運営にかかわる書類、予算・費用処理にかかわる書類など）の作成など

文科省
の見解

学校の人材(教員増と「在校等時間」)

財政審
の資料

- EBPMの観点からは、教員増により学級規模を例えば5人減少させたとしても、小学校で1日2.4分、中学校で4.2分の在校等時間の減少にとどまると推計されている。
- この点からも、教員のやりがいの小さい・負担感の大きい業務の抜本的な縮減を優先すべき状況なのではないか。そうした業務の縮減により、教育の質を向上させることも可能。

1. 教諭の在校等時間(週7日)について、指導環境※も説明変数に含め重回帰分析をすると、学級規模の与える影響は、例えば5人減少させると、小学校で1日3.3分、中学校で7.2分の在校等時間の減少となり、月に換算すると、小学校で1時間34分、中学校で3時間22分の減少となり、学級規模の縮小は在校等時間の縮減に寄与。

※不登校児童生徒数や特別な教育的支援を必要とする児童生徒比率、学校行事の精選や校務支援システムの導入状況 等

2. なお、財政審にある分析においても、月に換算すると、小学校で48分、中学校で1時間24分の減少となり、学級規模の縮小は在校等時間の縮減に一定程度寄与。

<担当学級の児童生徒数等が週の総在校等時間に与える影響(小学校)>

<担当学級の児童生徒数等が週の総在校等時間に与える影響(中学校)>

	2016年度			2022年度		
	Y	SE		Y	SE	
切片	57.910	**	2.551	55.935	***	1.574
女性ダミー	-1.199	**	273	-4.49	*	193
年齢	-794	**	065	-282	***	045
未就学児ダミー	-3.687	**	352	-2.614	***	235
要介護者ダミー	031		373	-152	*	285
主任ダミー	553	†	316	609	*	222
児童生徒数(担当学級)	129	**	028	078	***	018
不登校児童生徒比率(担当学級・中心化)	121		106	127	***	034
特別な教育的支援を必要とする児童生徒比率(担当学級・中心化)	066	**	021	000	015	
日本語指導を要する児童生徒比率(担当学級・中心化)	112		080	-023	053	
部活動顧問ダミー						
校務の複数担当制実施ダミー	-560		572			
学校行事の精選ダミー	-067		583	-1.437	*	1.286
学校開庁日数	067		084	071		057
ノー残業デー数	-1.195	†	101	-086	063	
徹底的進捗管理実施ダミー	-1.175	†	647	-090	367	
ノー部活動デー数						
校務支援システム導入状況	162		212	322		568
教員の校務用コンピュータ整備率	008		022			
普通教室LAN整備率	004		008			
専門スタッフの配置状況(外国語指導助手)	699		507	158		282
専門スタッフの配置状況(スクールカウンセラー)	720		516	177		305
専門スタッフの配置状況(特別支援教育支援員)	181		146	060		070
専門スタッフの配置状況(部活動指導員)						
学校のマネジメント機能(主幹教諭配置ダミー)	060		620	298		342
学校のマネジメント機能(学校事務の共同実施ダミー)	1.008		631	-1.28		321
施策の導入状況(研究指定校ダミー)	1.503	*	627			
施策の導入状況(コミュニティ・スクールダミー)	-1.802	*	915	253		330
施策の導入状況(地域学校協働本部設置ダミー)	-407		602	160		333
施策の導入状況(給食費の公費化ダミー)	-1.361	*	607	-1.104	*	389
学校内分散	38.640	**	1.127	35.845	***	792
学校間分散	17.053	**	1.852	9.061	***	833
ICC		306			202	
-2LL		17651.370			31405.985	
BIC		17879.957			31617.848	
N(教員数)		2,650			4,791	
N(学校数)		304			714	

(注)Y:非標準化偏回帰係数、SE:標準誤差、**p<0.1、*p<0.05、†p<0.10。

ICC(Intraclass Correlation Coefficients:級内相関係数)。

-2LL(-2 Log Likelihood:-2対数尤度)。

BIC(Schwarz's Bayesian Information Criterion:シュワルツのベジアン情報量規準)。

	2016年度			2022年度		
	Y	SE		Y	SE	
切片	61.944	**	3.579	56.895	***	1.852
女性ダミー	-3.279	**	455	-1.957	***	317
年齢	-1.275	**	112	-667	***	081
未就学児ダミー	-3.280	**	557	-3.240	***	373
要介護者ダミー	913		641	517		482
主任ダミー	1.001	*	441	1.242	***	306
児童生徒数(担当学級)	199	**	055	169	***	030
不登校児童生徒比率(担当学級・中心化)	021		074	052		032
特別な教育的支援を必要とする児童生徒比率(担当学級・中心化)	087	*	036	-008	020	
日本語指導を要する児童生徒比率(担当学級・中心化)	-109		077	-088	055	
部活動顧問ダミー	6.238	**	1.181	3.350	***	704
校務の複数担当制実施ダミー	-676		732			
学校行事の精選ダミー	-702		730	-1.387		897
学校開庁日数	071		076	-103		070
ノー残業デー数	097		141	-002	098	
徹底的進捗管理実施ダミー	-587		804	-322	497	
ノー部活動デー数	050		122	025	062	
校務支援システム導入状況	134		261	928		683
教員の校務用コンピュータ整備率	-011		025			
普通教室LAN整備率	003		008			
専門スタッフの配置状況(外国語指導助手)	031		698	600	†	318
専門スタッフの配置状況(スクールカウンセラー)	-1.426		883	-598		425
専門スタッフの配置状況(特別支援教育支援員)	-553	†	308	524	*	154
専門スタッフの配置状況(部活動指導員)	110		118	-116		054
学校のマネジメント機能(主幹教諭配置ダミー)	493		761	-336		464
学校のマネジメント機能(学校事務の共同実施ダミー)	327		731	405		457
施策の導入状況(研究指定校ダミー)	743		758			
施策の導入状況(コミュニティ・スクールダミー)	1.714	†	957	552		431
施策の導入状況(地域学校協働本部設置ダミー)	-014		729	-218		430
施策の導入状況(給食費の公費化ダミー)	1.932	*	789	-359		536
学校内分散	87.596	**	2.863	74.861	***	1.864
学校間分散	19.222	**	2.751	11.537	***	1.439
ICC		180			134	
-2LL		16012.861			27787.207	
BIC		16258.464			28018.217	
N(教員数)		2,154			3,829	
N(学校数)		295			676	

(注)Y:非標準化偏回帰係数、SE:標準誤差、**p<0.1、*p<0.05、†p<0.10。

ICC(Intraclass Correlation Coefficients:級内相関係数)。

-2LL(-2 Log Likelihood:-2対数尤度)。

BIC(Schwarz's Bayesian Information Criterion:シュワルツのベジアン情報量規準)。

(出典)R4教員勤務実態調査報告書

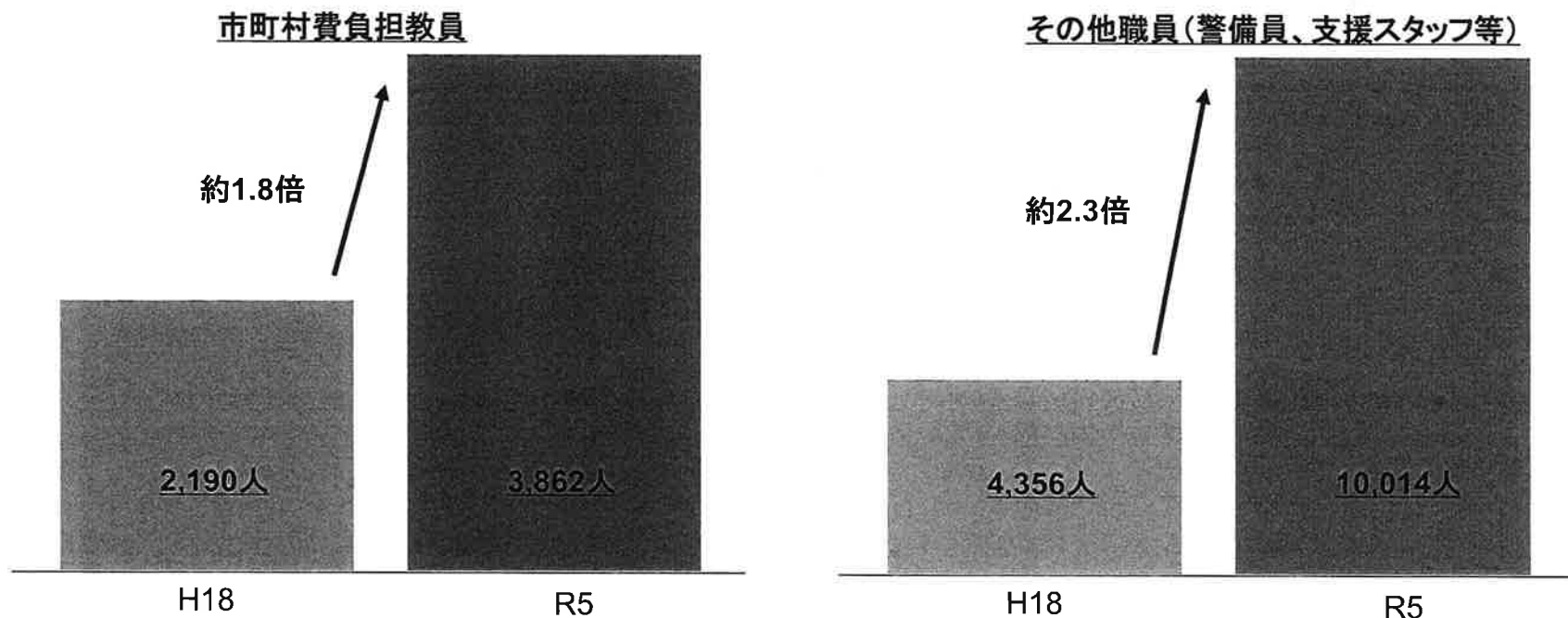
学校の人材（教員以外の人材）

財政審
の資料

- ・ 国庫補助のある外部人材を拡充する一方で、学校の設置管理者である市町村において、交付税算定されている「市町村費負担事務職員」や「用務員」(主事)が十分に配置されていない現状。
- ・ 更なる教員増により、やりがいの小さい・負担感の大きい業務を担ってもらうのではなく、
 - ・ まずは、やりがいの小さい・負担感の大きい学校業務そのものを抜本的に縮減するとともに、
 - ・ 担い手として、市町村が「市町村費負担事務職員」や「用務員」(主事)を配置し、教員の負担軽減や時間外在校等時間の縮減につなげるべきではないか。

1. 地方交付税など、使途が特定されない一般財源を活用し、市町村は学校や地域の実情に応じて職員を配置。
2. 近年、業務委託等により事務職員や用務員の配置数は減少している一方で、市町村が独自に配置する教員やその他職員(警備員、支援スタッフ等)の数は増加。
3. なお、業務委託費など物件費を含めた市町村の教育費支出は、近年、交付税算定額の1.5～1.6倍程度で推移(出典:地方教育費調査報告書)。

■ 公立小・中学校に対して市町村が配置している教職員の例



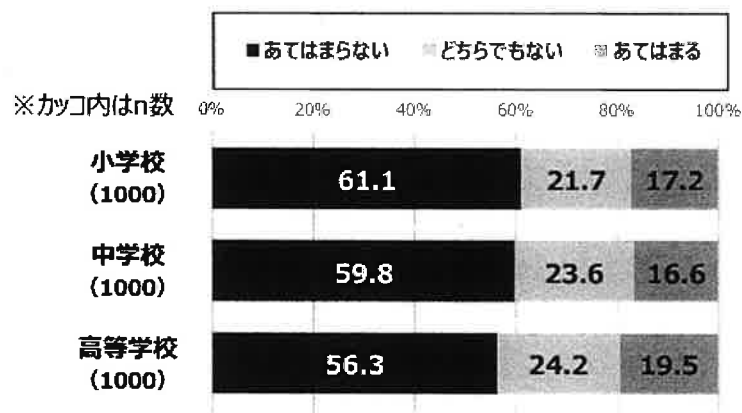
【出典:学校基本調査報告書】

教員給与(給与に対する満足度)

- ・ 教員の給与に対する不満度は、会社員などと比べて著しく異なっているわけではない。
- ・ 教員の不満は、給与面よりも仕事と生活のバランスにあるのではないか。
- ・ 学校業務の抜本的縮減なくして、教員給与を手当てしても、教員の不満は改善しないのではないか。

1. 教師を対象とした調査において、①「現在の収入に満足している」、②「現在の収入は現在行っている仕事に見合っていると思う」の質問項目について、
- ・ ①のうち「あてはまらない」と回答した割合・・・小学校61.1%、中学校59.8%、高等学校56.3%
 - ・ ②のうち「あてはまらない」と回答した割合・・・小学校63.3%、中学校64.8%、高等学校57.6%

現在の収入に満足している



現在の収入は現在行っている仕事に見合っていると思う



(出典)パーソル総合研究所「教員の職業生活に関する定量調査」(2024年3月)

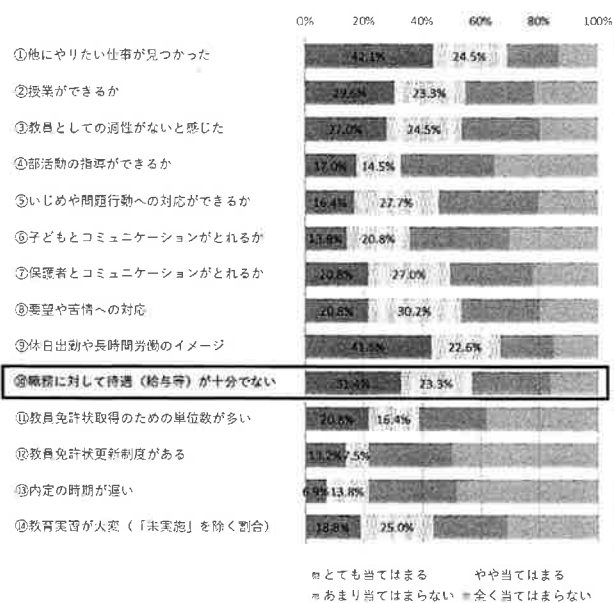
教員給与(大学生の就職観・計量分析の試行)

資料
の
財政
審

- ・ 大学生の就職観を見ても、「収入」よりも、「楽しく働きたい」・「生活と仕事の両立」といった働き方が重要。
- ・ 教師人材確保の分析の一環として、有識者の意見等を踏まえ、「教員試験受験者数」を被説明変数とする統計データを用いた計量分析を試行したところ、「民間の初任給」や「教員の長時間労働に関する新聞報道数」については教員試験受験者数に影響を与える可能性が確認された一方で、「教員の初任給」については有意な影響は確認されなかった。この結果は、行革推進法に基づく給与見直し期間や、報道が増加している近年の受験者数の推移とも整合。

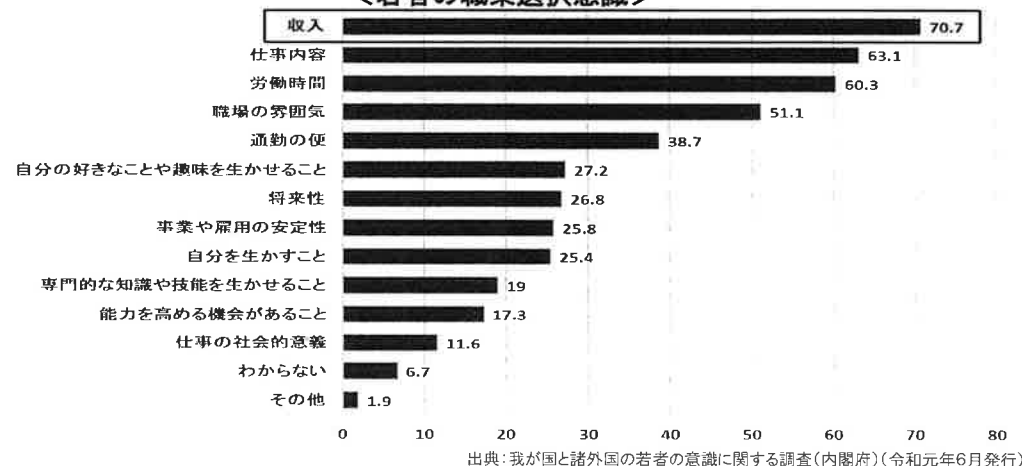
1. 学生が教職希望や教員免許取得を取りやめた理由として、「職務に対して待遇(給与等)が十分でない」と半数以上(55%)が回答している調査や、若者に対して、仕事を選ぶ際に、どのようなことを重視するかを質問したところ、最も回答が多かったのは「収入」(70.7%)となっている調査もあり給与面の改善も必要。
2. 教師の相対給与水準の向上は、①教育学部以外の学部の教員就職者の増加、②国立教員養成学部の入学倍率の向上という効果があったという分析結果も存在。

10 あなたが希望を取りやめた理由について、次のことはどの程度当てはまると
思いますか。(4のウ選抜者のみ)



出典：教職の魅力向上への課題に関する調査研究
(愛知県総合教育センター)

<若者の職業選択意識>



<教師の処遇改善の影響>

$$\text{モデル式 } \ln Y_2(t-1) = a + b \ln U_1(t-1) + c \ln W_1(t-1)$$

表1 教育学部以外の卒業生の教員就職者比率 (Y_1)

失業率	相対賃金(初任給)	自由度調整済み
$U_1(t-1)$	$W_1(t-1)$	決定係数
1.17 **	3.07 **	0.69
(5.6)	(3.1)	

表2 国立教員養成学部の入学倍率 (Y_2)

有効求人倍率	平均相対賃金	自由度調整済み
$U_2(t)$	$W_2(t-1)$	決定係数
-0.15	1.2 **	0.42
(1.6)	(1.8)	

有意性がある

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

出典：「教育の経済学」(矢野真和ほか)

文科省
の見解

教員の給与(採用倍率・受験者数、持続的な賃上げ)

- 「人材確保法(昭和49年)により教員の採用倍率が増加した」との指摘(※)があるが、地方公務員(都道府県・大卒)の方が大きく増加しており、必ずしも人材確保法に効果があったとは言えないのではないか。
(※)同法により、教員の給与(月収ベース)は一般行政職比▲5.74%(昭和49年度)から+7.42%(昭和55年度)まで上昇(文科省調)
- 優秀な人材の確保や持続的な賃上げは、人口減少の中、他の公的部門や民間においても共通の課題。
- 持続的な賃上げは重要であるが、教員のみ(公立のみ)、人事院勧告の影響による改善に加え、令和7年度に大幅な給与引き上げを行うことが適切か。むしろ、持続的な賃上げを後押しするような方策が必要なのではないか。

1. **人材確保法の制定前後(S49、S55)において、小中学校の教員採用試験の受験者数は、約7.6万人増加、採用倍率も上昇。**
2. 教師の処遇は人材確保法に基づき、**一般行政職の公務員の給与水準に比較して優遇措置が講じられなければならない**とされており、また、**学校が対応する課題の複雑化・困難化や人材不足などの現代的課題を踏まえつつ、教師に優れた人材を確保するためには、人事院勧告に加えた給与の引き上げが必要。**
3. なお、教員(公立)の賃上げが+3.7%(人勧)、国家公務員(一般職)の+3.2%(人勧)を上回っているのは、教員の年齢構成が国家公務員と比較し、若手の割合が多く、平均改善率が高くなったため。
※令和6年度人事院勧告は若手の改善率が大幅に高い。(ex.行(一)…1級:約11%、5級:1.1%)

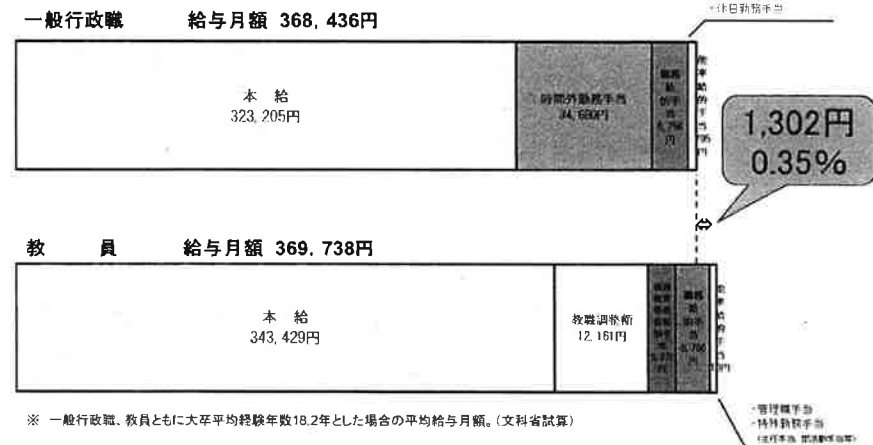
＜教員採用試験者数と採用倍率等＞

年度	受験倍率				採用倍率									
	国立の教員養成大学		国立大学全体		小学校			中学校			小・中計			
	入学定員 (人)	受験者数 (人)	倍率	倍率	受験者数 (人)	採用者数 (人)	倍率	受験者数 (人)	採用者数 (人)	倍率	受験者数 (人)	採用者数 (人)	倍率	倍率
人材確保法制定前: 昭和49年度	19,700	99,545	4.8	5.6	39,292	19,265	2.2	53,465	8,398	6.4	92,757	26,663	3.5	
人材確保法制定後: 昭和55年度	19,770	66,705	3.4	3	74,822	22,710	3.3	93,785	11,679	8	169,587	34,399	4.9	
※昭和54年度の共通一次試験導入に伴い、昭和54年度以降受験者数が減(昭和53年度の教員養成大学の受験者数・倍率は12.2万人・6.2倍)														
現在: 令和5年度	9,257	32,507	3.5	3.9	38,952	17,034	2.3	41,048	9,589	4.3	80,000	26,623	3	

(出典) 文部省/文部科学省調査結果

＜一般行政職と教員の給与比較＞

(平成30年度～令和4年度)



教員の給与（「教職調整額13%」の問題点）

財政審
の資料

- ・ 「教職調整額13%」(文科省要求)には、以下の問題点がある。
 - ① 働き方改革:実効性のある学校業務の縮減策と連動していない。
 - ・ 13%(文科省要求)の教職調整額は月26時間(＝年312時間)の時間外在校等時間に相当し、労働基準法の上限年360時間に迫るもの。
 - ・ 中央教育審議会答申の「教師の平均の時間外在校等時間を月20時間程度に縮減」という目標との整合性に欠ける。
 - ② メリハリ:各教員の在校時間に差があるが、その差に応じたメリハリがない。
 - ・ 時間外在校等時間にかかわらず一律(定率)に支給されてしまう。そのため、時間外在校等時間が0時間でも、月26時間分が支給されることになる。
 - ・ 教師人材確保という観点からは、(教職調整額が定率支給のため、)比較的給与が低い若手教員よりも、給与が高い中堅・ベテラン教員の方が増額となる点も課題。
 - ③ 効果:①②の問題を抱えるため、必ずしも教職の魅力向上につながらず、効果に乏しい。

文科省
の見解

1. 教師の処遇改善は、高度専門職である教師にふさわしい給与となるようにするとともに、教師という職を魅力ある職とする人材確保法の趣旨にのっとりたものであり、時間外在校等時間の目標値と連動するものではない。なお、中央教育審議会答申においては、①まずは、時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにするということを最優先とし、②その上で、全ての教師が月45時間以内となることを目標、③更に、将来的には、教師の平均の時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指すもの。
2. また、個々の教師の職責や職務の負荷に応じたメリハリのある処遇については、学級担任への手当の加算、学校運営における重要な業務を担う「新たな職」(新たな級)の創設、個人の業務の成果をより一層昇給や勤勉手当に反映させる取組を一体的に推進。

教員給与(案)

財政資料

- ・ 本来、業務を所定内の勤務時間(週38時間45分)に収めていくことを目指すべきであるが、現在の勤務実態及び、「働き方改革」「メリハリ」「効果」といった観点からは、一定の「集中改革期間(例えば5年間)」に「学校業務の抜本的な縮減」を進める仕組みを講じ、その上で、労基法の原則通り、やむを得ない所定外の勤務時間にはそれに見合う手当を支給することが、教職の魅力向上につながるのではないか。
- ・ ただし、他の公的部門の状況も踏まえた持続的な賃上げを後押しする観点も踏まえ、「集中改革期間」において、財源の確保を前提に、経過措置的に教職調整額を引き上げる場合には、
(案) 10%を目指して段階的に引上げつつ、10%に達する際に所定外の勤務時間に見合う手当に移行することを検討することが考えられる。(移行による影響に留意する観点から、業務負担に応じたメリハリのある新たな調整手当の枠組みも併せて検討。)
- ・ その際、ただ引き上げるのではなく、以下のように働き方改革の進捗を確認した上で引上げの決定を行う仕組みを付与し、働き方改革に取り組む強力なインセンティブ付けとしてはどうか。働き方改革が進捗せず引上げが行われないこととなった場合は、その時点で原因を検証し、外部人材の配置等その他のより有効な手段に財源を振り向けることとする。
※所定外の勤務時間に見合う手当に対する国庫負担は、中教審答申と整合的に月20時間を上限とする。
※財源は、各年度予算の見直し(教員に特有の手当は上記の手当に一元化する等)。

文科省の見解

1. 教師の時間外勤務の更なる縮減については、働き方改革の推進に加え、教職員定数の改善や支援スタッフの一層の充実が不可欠。教職員定数等の充実をすることなく、単に学校現場の業務縮減の努力のみをもって学校における働き方改革を進めようとするものであり、学校現場への支援が欠如。
2. 学校や地域の状況が様々である中、いじめや暴力行為への対応等、予見不可能な必ず対応しなければならぬ業務が多く発生するにもかかわらず、教職員定数の改善等の支援も行わず、勤務時間の縮減を給与改善の条件とすれば、必要な教育活動を実施することがためられ、支援が必要な子供たちに必要な教育指導が行われなくなるなど、学校教育の質の低下につながる。
3. 仮に時間外勤務手当化されれば、勤務時間外の業務に逐一管理職の承認が必要になるなど、教師の裁量が著しく低下し、創意工夫を発揮しにくくなる。
4. また、時間外勤務手当の国庫負担に上限を設けることは、自治体に負担を転嫁するもの。義務教育に対する国の責任を果たせず、自治体の財政力の差によって教育活動の量に差が生まれ、教育格差が生じる。
5. 学校における働き方改革は、これまで以上にスピード感をもって進めていく必要があるが、高度専門職である教師にふさわしい給与となるよう処遇改善することは喫緊の課題。

学校業務・人材関係

- いじめや不登校、特別な支援や日本語指導が必要な児童生徒の急増等、学校に求められるものが複雑化・困難化し、学校や教師の負担が増大。

教師の時間外勤務の縮減については、働き方改革の推進とともに、教職員定数の改善や支援スタッフの充実が不可欠。教職員定数等の充実をすることなく、単に学校現場の業務縮減の努力のみをもって学校における働き方改革を進めようとするものであり、学校現場への支援が欠如。

- 平成28年以降、令和元年の給特法改正による「上限指針」の策定や教職員定数の改善等に加え、学校、教育委員会の努力もあり、教師の時間外在校等時間は約3割縮減。

- 日本の学校教育は、知・徳・体にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価されている。諸外国と比べても、教科指導だけでなく、幅広い役割を学校教育が担っており、諸外国よりも多くの教職員が必要。

今後も、日本型学校教育の良さを生かしつつ、持続可能なものとするため教職員の配置充実が必要。

教員給与関係

- 学校が対応すべき課題が複雑化・困難化している中、日々変化する子供たちに全力で対応している教師は、業務改善の意欲が低い訳でも、漫然と時間外に業務を行っている訳でもない。定数改善や支援スタッフの充実等の支援を行わず、学校、教育委員会の努力だけでは、長時間勤務の抜本的な改善はできない。
頑張っている教師に、働く時間を短くすることを教師の給与上のインセンティブとして設定することは、専門性に基づき子供たちへの対応の必要性を判断して業務に当たっている教育に関する専門職としての教師の存在意義を没却させるものとなる。
- 学校や地域の状況が様々である中、いじめや暴力行為への対応等、予見不可能な対応しなければならない業務が多く発生するにもかかわらず、教職員定数の改善等の支援も行わず、勤務時間の縮減を給与改善の条件とすれば、必要な教育活動を実施することがためられ、子供たちに必要な教育指導が行われなくなるなど、学校教育の質の低下につながる。
- 仮に時間外勤務手当化されれば、勤務時間外の業務に逐一管理職の承認が必要になるなど、専門職としての教師の裁量が著しく低下し、創意工夫を発揮することが難しくなる。
- また、時間外勤務手当の国庫負担に上限を設けることは、自治体に負担を転嫁するもの。義務教育に対する国の責任を果たせず、自治体の財政力の差によって教育活動の量に差が生まれることになり、教育格差が生じる。

文部科学省の見解のポイント

—財政制度等審議会 財政制度分科会(令和6年11月11日)資料(義務教育関係)に関して—



文部科学省

文部科学省の見解のポイント

1

平成28年以降、令和元年の給特法改正による「上限指針」の策定や教職員定数の改善等に加え、学校や教育委員会の努力もあり、教師の時間外在校等時間は約3割縮減した。

2

教育を行うのは「人」であり、教職員定数等の充実のための財政措置が不可欠。教職員定数等の充実をすることなく、単に学校現場の業務縮減の努力のみをもって学校における働き方改革を進めようとする提案は、学校現場への支援が欠如。

3

学校における働き方改革加速化のインセンティブとしては、自治体ごとの在校等時間の公表を制度化するなど、長時間勤務を縮減するメカニズムの構築を行う。

一方で、いじめや暴力行為への対応をはじめ対応しなければならない課題が多く発生し、時間外在校等時間の縮減が容易ではない地域や学校も存在するにもかかわらず、教職員定数の改善等の支援も行わず、勤務時間の縮減を給与改善の条件とする提案は、必要な教育活動を実施することがためられ、子供たちに必要な教育指導が行われなくなるなど、学校教育の質の低下につながる。

令和6年12月24日
文 部 科 学 省

大臣折衝事項

義務教育費国庫負担金について、給特法改正による教職調整額の引上げなどの教師の処遇改善を図るとともに、小学校教科担任制や中学校生徒指導担当教師の拡充等のための教職員定数 2,190 人を措置すること。

教師を取り巻く環境整備（義務教育費国庫負担金）の充実について

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、令和7年度予算においては、以下の内容について、充実を図る。

・令和7年度予算案における改善内容

区分	令和7年度 予算案
（教職員定数の改善） 【大臣折衝事項】 ① 小学校における教科担任制の拡大 ② 中学校における生徒指導担当教師の配置拡充 ③ 多様化・複雑化する課題への対応	+990 人 +1,000 人 +200 人 <u>計+2,190 人</u>
【大臣折衝事項以外】 ・ 小学校における35人学級の推進 ・ 平成29年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う増	+3,086 人 + 551 人
（教師の処遇改善） 【大臣折衝事項】 ① 教職調整額の引上げ（4%→5%） ② 教職調整額の引上げに伴う校長・教頭等の本給改善 ③ 学級担任への義務特手当の加算	22 億円 3 億円 10 億円
※令和8年1月から3月までの3か月分を計上。	<u>計 34 億円</u>

令和7年度予算案 1兆6,210億円（+583億円）

- ・ 教職員定数の改善 129 億円（+5,827 人）
- ・ 教職員定数の自然減等 ▲195 億円（▲8,803 人）
- ・ 教師の処遇改善 34 億円
- ・ 給与の見直し ▲11 億円

※上記のほか、人事院勧告による給与増、負担金の算定方法適正化等がある。

教師を取り巻く環境整備に関する合意

標記について、以下の通り合意する。

1. 教職調整額の率を令和 12 年度までに 10%への引上げを行うこととし、時間外在校等時間の削減を条件付けすることなく、来年度に5%とし、以降確実に引き上げる。このため、給特法改正案を次期通常国会に提出する。
2. 中間段階（令和 9 年度以降）で、文部科学省・財務省両省で「働き方改革」や財源確保の状況を確認しながら、その後の教職調整額の引上げ方やメリハリ付け、その他のより有効な手段なども含めて真摯に検討・措置する。
3. 職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への義務教育等教員特別手当の加算や若手教師のサポート等を担う新たな職の創設に伴う新たな級による処遇を実現するとともに、多学年学級担当手当の廃止など他の教員特有の給与について見直しを行う。
4. 今後、指導・運営体制の充実を4年間で計画的に実施することとし、令和 7 年度においては、小学校 35 人学級の推進等に加え、小学校教科担任制の第 4 学年への拡大、新採教師の支援や中学校の生徒指導担当教師の配置拡充などに必要な教職員定数 5,827 人を改善する。
また、財源確保とあわせて、令和 8 年度から中学校 35 人学級への定数改善を行うとともに、5. に示す「働き方改革」に資する外部人材の拡充など実効的な人員拡充策を講じる。
5. 学校における働き方改革を強力に進めるため、学校・教員の業務見直しの厳格化及び保護者からの電話対応を含む外部対応・事務作業等の更なる縮減・首長部局や地域への移行や部活動の地域展開等による本来業務以外の時間の抜本的縮減、勤務時間管理の徹底、教育委員会ごとの業務量管理計画の策定、在校等時間の「見える化」、校務 DX の推進、授業時数の見直し、長期休暇を取得できる環境整備などを行う。
こうした取組を進めることを通じて、将来的に、教師の平均時間外在校等時間を月 20 時間程度に縮減することを目指して、まずは、今後 5 年間で（令和 11 年度までに）、平均の時間外在校等時間を約 3 割縮減し、月 30 時間程度に縮減することを目指す。
6. 将来の給特法及び教職調整額のあり方については、文部科学省において、時間外在校等時間が月 20 時間程度に到達するまでに、幅広い観点から諸課題の整理を行う。

令和 6 年 12 月 24 日

財務大臣

文部科学大臣

今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理

令和6年9月18日

— 目次 —

はじめに	2
1. これからの社会像とこれまでの学習指導要領の趣旨の実現状況	
(1) これからの社会像	3
(2) 現行学習指導要領の目指したものとその趣旨の実現状況	4
(3) 現行学習指導要領の実施上の課題	6
2. これからの社会像や現状の課題を踏まえた資質・能力	
(1) 学習指導要領における資質・能力の枠組み	8
(2) 学習の基盤となる資質・能力	9
(3) 学校におけるデジタル学習基盤の整備を踏まえた学びの在り方	9
3. 各教科等の目標・内容、方法、評価	
(1) 資質・能力の育成に向けた効果的な目標・内容の構成方法	10
(2) 学習評価の現状と育成すべき資質・能力を踏まえた今後の対応	12
4. 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程	
(1) 現行の「個に応じた指導」の記述と充実の在り方	13
(2) 教育課程の柔軟性の在り方	13
(3) 学校段階間の連携・接続の在り方	15
5. 学習指導要領の趣旨の着実な実現を担保する方策や条件整備	
(1) 教育課程を実施する上での学校現場の過度な負担を防ぐための在り方	15
(2) 教科書・教材の在り方	16
(3) カリキュラム・マネジメントの実態と今後の推進の在り方	17
(4) 教育課程の円滑な実施に向けた学校への支援と環境整備	18
6. 学習指導要領の趣旨の実現に向けた政策形成・展開	
(1) 学習指導要領・解説等の形態	18
(2) 学習指導要領の改訂プロセス、学校や教育委員会との共有・浸透の在り方	19
(3) 社会的ニーズとの整合性	19

1. これからの社会像とこれまでの学習指導要領の趣旨の実現状況

(1) これからの社会像

- 人口減少・少子高齢化や地球環境の有限性を踏まえた持続可能な社会づくり
 - ・一人一人が可能性を開花させなければ国が立ち行かない状況
 - ・資源や環境の有限性を踏まえつつ、環境・福祉と経済を両立していく必要性
 - ・コミュニティ存続が現実問題となる中、地域におけるヒト・モノ・カネの循環や幸福・福祉(well-being)の向上も喫緊の課題であり、当事者意識を持った社会の創り手を育てる必要性
- 公正な社会における多様な子供たち一人一人の豊かで幸福な人生の実現
 - ・不登校児童生徒や特別支援教育の対象となる児童生徒、外国人児童生徒など、特異な才能を有する子供を含め、教育的支援を要する子供が増加し、子供たちの多様性が顕在化
 - ・子供の貧困など、世帯の経済的困窮等を背景に教育や体験の機会に乏しく、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にある子供たちの存在
 - ・こうした多様な子供たちを学校教育の中で包摂し、特定分野に突き抜けた興味や関心を示したり特異な才能を有する子供等も含め、一人一人の強みを伸ばしつつ、より良く資質・能力を育てていくことにより、豊かで幸福な人生を送ることができるようになることが重要
- グローバルな協働
 - ・グローバルな競争が進む中であって、国内外で異なる価値観を持った人々と、協働による課題解決も求められる。一方、国際的な分断や対立等も鮮明となっており、インターネットやSNSを通じてアルゴリズムで選別された自分の好む情報のみを取得することになる現象(フィルターバブル、エコーチェンバー)がそうした分断や対立を加速化させているとの見方もある。
- 生成 AI の加速度的発展など変化の加速化・非連続化
 - ・生涯に亘って学び続ける資質・能力がこれまで以上に重要に
 - ・テクノロジーと持続可能な社会の実現が重なる部分で価値を生み出せる社会へ
 - ・既存の情報を整理・分析するだけなら AI の方が有能。AI やデータを十全に使いこなすことは前提としつつ、豊かな人間性を育むこと、個々の情報の意味を理解し問題の本質を問うこと、課題を発見したり設定したりすることの重要性が高まる
 - ・そうした中で得られる質の高い知識が社会をよりよい方向に革新していく重要な基礎や基盤となる
- 前回改訂時に2030年頃の未来として描いた社会像が想像以上の速さで現実化。これを危機と捉える議論に正対しつつ、むしろ未来を切り拓く絶好のチャンスと考える必要。
その際、非連続的な変化が予想される未来に向き合って教育の在り方を考えることと、学校の現在の課題に向き合って連続的な今を生きる子供たちのよりよい学びや幸福を確かなものにしていくこと、よりよい教育を通じてよりよい社会の創り手を育てるという発想のいずれも大事にしながら今後の教育課程の在り方を検討する必要。

○学校の本質的な役割の再認識

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の防止のための臨時休業や様々な接触防止の対策等を経る中、学力の保障のみならず、全人的な発達・成長を保障するという役割、他者と安全・安心につながるができる居場所・セーフティネットとしての福祉的役割など、学校が持つ様々な役割が改めて実感を伴って理解された。
- ・学校は、学年・学級という生活を共にする集団の中で、多様な他者に出会い、共感や軋轢の中で自己を知り、高めるとともに、他者とどのように共存するかという、社会を形成していく上で不可欠な人間同士のリアルな関係づくりを子供たち相互の関係で学ぶ貴重な場となっている。
- ・このような多様な背景を持つ児童生徒が学ぶ場所としての学校の役割は、包摂的で、他者への信頼に基づく民主的・公正な社会を実現していく基盤として一層重要となっており、社会の分断や格差を防ぎ、持続可能な社会の創り手を育てる観点からも更なる充実が必要。この点について考える際、教育基本法、学校教育法等の教育関係法規に加え、令和5年度から施行されているこども基本法の趣旨・内容も踏まえることが重要。

(2) 現行学習指導要領の目指したものとその趣旨の実現状況

- 現行学習指導要領は(1)のような時代状況を一定程度踏まえて改訂されたものであり、以下のような前文と総則のコンセプトは優れており、現在においても概ね妥当との意見。
 - ・「生きる力」の理念や「習得・活用・探究」の学習過程に関する考え方
 - ・学力観を「内容」中心から「資質・能力」を基盤としたものへと拡張
 - ・「資質・能力」の育成に向けた授業改善の視点として「主体的・対話的で深い学び」を提起
 - ・深い学びの視点を契機に、知識相互の関連や概念形成に言及し、「知識の質」の考え方を提起
- ・各教科等の「見方・考え方」の提起により、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方を明らかにし、各教科等を学ぶ本質的な意義を明確化
- ・「社会に開かれた教育課程」の理念により、社会の変化に目を向け、それを柔軟に受け止めつつ、求められる教育課程の在り方を不断に探究し続けることの重要性を提起
- ・「カリキュラム・マネジメント」の考え方を打ち出し、カリキュラムを改善し続けることの意義とその方向性を明確化
- 「主体的・対話的で深い学び」に取り組んだ児童生徒は、社会経済的背景が低い状況にあっても、各教科の正答率が高い、自己有用感が高いといった傾向。
- 現場の授業改善に一定の効果が見られているが、知識の概念としての理解や、自分の考えや根拠等を説明するといった「思考力、判断力、表現力等」の育成には課題も見られるとの調査結果。
- PISA2022では、世界トップレベルの学力を維持し、社会経済文化的背景による学力の格差が小さい国の一つであるとの評価も受けているが、感染症等により再び休校になったときに自律的に学習を行う自信が低いといった状況も見られる。

(3)現行学習指導要領の実施上の課題

(指摘されている課題)

- 前回改訂時による前文と総則の優れた趣旨の実現に向けた学校現場の積極的な取組により、授業改善に一定の効果をもたらした一方、地域や学校によって差があるなど、趣旨の浸透は道半ばであり、以下のような課題も指摘。
 - ・新教育課程実施のタイミングがコロナ禍と重なり、「主体的・対話的で深い学び」の実践の妨げとなったのではないかな。
 - ・学習指導要領における記載にわかりにくい側面があることが趣旨の浸透の妨げになっているのではないかな。(例：曖昧な用語、多義的な用語、誤解を招く用語)
 - ・前文や総則の理念を第二章の各教科の目標・内容や検定教科書において更に実質化していくことが必要ではないかな。
 - ・文部科学省⇒都道府県教育委員会⇒市町村教育委員会⇒学校という固定的な経路での情報伝達や、指導資料を中心とした情報発信のみでは学習指導要領の趣旨やねらいが必ずしも十分に伝わらないのではないかな。
 - ・入試が必ずしも十分に変わっていない中で、授業改善の方向性と入試の出題傾向にズレが生じ、結果として教科書の内容も授業も変わりづらいのではないかな。
 - ・学習指導要領の趣旨やねらいが保護者や産業界などの社会的ニーズと整合している必要。乖離が大きいと、学校が取組を実施しにくくなったり、公立学校離れを招いたりするなど、意図せざる結果を招きかねないのではないかなという点に留意が必要。一方で、保護者や社会のニーズ自体に課題がある場合もある点に留意が必要。
 - ・教師の多忙化や教師不足等が学習指導要領の趣旨実現を妨げている側面があるとともに、教育課程の実施に伴う負担感が大きいのではないかな。

(検討すべき方策)

- 概念間の関係性の整理や、用語の定義の明確化などを前提としつつ、理念が学校現場で実装されるまでのシステムを全体として捉えて、理念の具体化をさらに図る方策を検討する必要。
- 複雑な要因があるが、現実として不登校児童生徒数が小・中学校で30万人、高等学校で6万人(令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)にのぼる現状。通常の学級にいる多様な子供の実態が顕在化する中で、多様な子供たちを一層包摂する方向で学校教育を改善する観点から、学習指導要領の在り方を検討する必要。
- 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性はあるが、その負担感がどのような構造により生じているのか精緻に議論すべき。その際、教師の「ワーク・オーバーロード」と、いわゆる「カリキュラム・オーバーロード」との呼称で指摘されている諸課題(※)は区別して議論し、学習指導要領や同解説の在り方に加え、厚い教科書・入試の影響・教師用指導書も含めた授業づくりの実態などを全体として捉えて対応し、教育課程の実施に伴う過度な負担感が生じにくい仕組みを検討すべき。

(※)OECDによれば、いわゆる「カリキュラム・オーバーロード」については以下の4つの側面があるとされている。

- ①カリキュラムの拡張 (他の部分との調整を適切に行わず新規の内容を含める)
- ②コンテンツ・オーバーロード (利用可能な授業時数に対して過剰な量の内容がある)
- ③認識されたオーバーロード (教員や生徒によるカリキュラムが詰め込みすぎとの認識)
- ④カリキュラムの不均衡 (他の教科の負担の下で、特定の教科が優先されている)

(出典: OECD(2020) “Curriculum Overload – A Way Forward”)

- こうしたことも踏まえながら、子供一人一人への包摂性を高めつつ、資質・能力の育成により効果的な教育課程の基準の在り方を追求すべき。

2. これからの社会像や現状の課題を踏まえた資質・能力

(1) 学習指導要領における資質・能力の枠組み

- 「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で資質・能力を整理したことは、これからの社会像や現状の課題を踏まえても基本的には妥当。
- しかし、これらの資質・能力については、理解のブレが見られ資質・能力の育成の障害ともなっているため更なる整理・具体化が必要。
- 例えば、「知識及び技能」については、個別的知識及び技能と概念的知識・方略の関係性をより整理すべき。また、「学びに向かう力、人間性等」については「今の学びに向かう力なのか、その先の学びに向かう力なのか」といった視点や、さらには「学び自体に向かう力なのか、学びの先に社会に向かう力なのか」といった視点から多義的な解釈がなされており、更に整理すべき。
- さらに、「資質・能力の3つの柱」と「教科固有の見方・考え方」、「主体的・対話的で深い学び」、「習得・活用・探究」に加え、学習指導要領改訂後の令和3年1月26日中央教育審議会答申で補足的に提起された「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」等、重要なコンセプト間の関係性についてはより分かりやすく整理して示すことが必要。

(2) 学習の基盤となる資質・能力

- 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力といった「学習の基盤となる資質・能力」については重複する部分も多く、現場の具体的な実践に繋がっていない場合もある。
- この「学習の基盤となる資質・能力」については、各教科等における学びを進めていく上で共通的に必要となる重要な資質・能力であるという点を改めて明確にしつつ、これらの3つで求められる資質・能力が十分に表現されているかどうか、デジタル学習基盤との関係も含め、関係性の整理と具体化を図ることが必要。
- このうち特に情報活用能力については、生成 AI の加速度的発展により Society5.0 のリアリティが増す中、教育課程全体での扱いに加え、各教科等を通じた具体的な充実方策も併せて検討すべき。その際、情報活用能力の向上とそれによる探究的な学びの充実を一体的に考えていくべき。

(3) 学校におけるデジタル学習基盤の整備を踏まえた学びの在り方

- 手軽に回答を得られるデジタル時代であるからこそ、人間中心の発想で生成 AI 等を使いこなしていくためにも、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」といった各教科等で身に付ける資質・能力が一層重要となるという認識に立ち、体験活動の充実をはじめとして、デジタルとリアルのバランスを取りながら資質・能力の育成に取り組むことに留意が必要。
- GIGA スクール構想の下、クラウド環境やアクセシビリティ機能を含むデジタル学習基盤を効果的に活用している学校では、多様な子供たちを包摂する実践が進むとともに、多様な教材の活用や思考過程の可視化などにより、個別最適な学びと協働的な学びが促進され、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が進んでいる例も見られている。一方で、従前からの指導においても同様であるが、育成すべき資質・能力を十分に意識しない実践が行われることにより、ICT 等のツールが先に述べたような役割を果たすことなく、「深い学び」に繋がっていない例も見られることに留意する必要。
- デジタル学習基盤は、今後の学習者主体の学びを支える極めて重要なインフラである。このため、教師の指導のツール(教具)としての側面のみならず、学びやすさの提供や合理的配慮の基盤であることなど、学習者のためのツール(文房具)という側面にも十分な目配せをして、課題に向き合いつつ積極的な活用を推進することが重要。

- このため、既存の学習基盤と何が異なるのか、それによってどのような学びが実現できるのかを踏まえつつ、デジタル学習基盤を前提とした学びのデザインの方向性として何を示すべきかを検討すべき。一方で、デジタルツールを用いた具体的な教育方法を示すことについては、テクノロジーの進化が速い点や、各教科の領域固有性があるかどうかという点を踏まえ、その適否も含めて検討すべき。
- 情報技術など変化の速い領域については、技術の変化に即応して最新の状況に応じた学びを確保するためにどのような方策が考えられるか検討すべき。
- 生成AIが教育にどのようなインパクトを与え、資質・能力の在り方や教育方法にどういった影響を及ぼすのかを踏まえた検討が行われるべき。

3. 各教科等の目標・内容、方法、評価

(1) 資質・能力の育成に向けた効果的な目標・内容の構成方法

(目標・内容の構成)

- 既存の情報から大量のアウトプットを出すことが得意な生成AIの出現なども踏まえ、単なる個別知識の集積ではない深い意味理解を促すことや、学ぶ意味や社会とのつながりの更なる明確化が求められる。
- 平易かつ端的で、学年を超えた教科の系統性や単元の本質的な問い・探究課題などをイメージしやすく、日々の授業づくりや授業改善、教師の力量形成に直結する理解しやすいものとすることが重要。
- 各教科等の本質的な内容についての深い理解を伴う資質・能力の育成を前提としつつ、子供たちが個性・特性を活かして多様な学び方ができるようなものとしていく必要性。
- こうした観点から、各教科等における目標・内容を中核的な概念や方略を中心にして分かりやすく一層構造化することについて、その意義や具体的方法を検討すべき。その際、理解すべき「概念」をイメージしやすい教科等と、習得すべき「方略」をイメージしやすい教科等との特性の違いに留意して検討する必要。また、発達段階の異なる小学校低学年と中学年以降、中学生・高校生の違い等にも留意して検討する必要。
- 単に学習指導要領の内容の量を削減すればよいといった短絡的な議論とならないようにすべき。
- その際、他国でのカリキュラム・スタンダードの好事例を踏まえ、図表の形式を活用して示すことや、カリキュラム文書やその解説等を一体的に確認できるようデジタル技術を活用することなど学習指導要領及び同解説の形態の工夫の在り方を検討すべき。

(教育方法の取扱い)

- 教育方法の記述は具体のイメージを豊かにする一方で、深い納得を伴う実践とならず結果的に十分に効果が見込めない恐れもある点に留意が必要。
- 「主体的・対話的で深い学び」の基本的な考え方は維持し、学習指導要領の趣旨の実現に向けた教育課程の編成や授業改善における指導観や教材観等は明確にできるようにしつつも、個々の指導方法に関する制約や留意点を増やすことは避け、教師に様々な裁量が生まれるよう目標・内容の示し方を工夫すべき。
- デジタルツールを用いた具体的な教育方法を示すことについては、テクノロジーの進化が速い点や、各教科の領域固有性があるかどうかという点を踏まえ、その適否も含めて検討すべき。(再掲)

(2)学習評価の現状と育成すべき資質・能力を踏まえた今後の対応

(現状)

- 資質・能力の育成につながるよう学習評価の質を高めていくことは、教師の力量形成や授業改善に直結するものであり、「指導と評価の一体化」を一層進めることが重要。
- 学習評価を「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で行うこととした現行の観点別評価は、授業改善に重要な役割を果たすものである一方、特に「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、「主体性」の意味が具体的に整理されていないこともあり、依然としてノート提出の頻度などの「勤勉さ」の評価に留まっている学校もある。
- また、毎回の授業で3観点全てを見取らないといけないといった誤解により、評価材料を集めることのみを目的に毎時間振り返りを書かせるなど、評価のための指導に迫られるいわゆる「指導の評価化」の状況が生まれるなど、教師・子供にとって息苦しくなっている場合もある。
- さらに、見取り・形成的評価・総括的評価が区別されず、学習評価の全てが総括的評価(評定の対象)として行われることにより、評価の結果が学習の改善に結び付きにくいという課題も指摘されている。

(今後の対応)

- こうした現状を踏まえた上で、教師の力量形成や授業改善に効果的で、子供の学習の改善に資するよう、学習評価の観点や頻度の在り方、また形成的評価と総括的評価の効果的な使い分けの在り方を検討すべき。
- 特に「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、資質・能力としての「学びに向かう力、人間性等」の整理の状況を踏まえつつ、子供がより主体性を発揮できるようにする観点から検討すべき。
- 各教科等の目標・内容の構成の在り方自体も、学習評価の効果的な実施の在り方と適切に連携が図れるよう、一体的に検討することが重要。

4. 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程

(1)現行の「個に応じた指導」の記述と充実の在り方

- 現行の学習指導要領においても、児童生徒の発達の支援の観点から「個に応じた指導」は重要視され、個別学習やグループ別学習など、一定の指導方法の具体例の記載もあるが、令和3年1月26日中央教育審議会答申の趣旨等も踏まえると、学習者自身が主体的に学習を調整していく観点からの記述が不足。
- 子供が興味・関心や能力・特性等に応じて自ら教材・方法・ペース等を選択できる学習環境を教師が適切にデザインすることなど、学習者が主体的に学ぶ中で自ら学習を調整しつつ資質・能力を身につけることの重要性やその中で教師が発揮すべき指導性について、具体的に議論し、位置付けを検討すべき。
- 多様な個性・特性を有する全ての子供に資質・能力を育成する上で子供一人一人を見取り、適切な指導や関わりを行う教師の指導性はより積極的かつ高度なものが求められるし、時には教師が主導することが重要な場面もある。「教師は教えなくてもいい」「全て子供に委ねればよい」といった誤ったメッセージとして伝わることはないよう、最大限の注意を払うべき。

5. 学習指導要領の趣旨の着実な実現を担保する方策や条件整備

(1) 教育課程を実施する上での学校現場の過度な負担を防ぐための在り方

- 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性はあるが、その負担感がどのような構造により生じているのか精緻に議論すべき。その際、教師の「ワーク・オーバーロード」と、いわゆる「カリキュラム・オーバーロード」との呼称で指摘されている諸

課題は区別して議論し、学習指導要領や同解説の在り方に加え、厚い教科書・入試の影響・教師用指導書も含めた授業づくりの実態などを全体として捉えて対応し、教育課程の実施に伴う過度な負担感が生じにくい仕組みを検討すべき。(再掲)

- 学習指導要領の分量や、教職員定数といった教育環境のいずれか一方で全てを解決するといった短絡的な議論に陥ることなく、負担が生じる原因に丁寧にアプローチし、教育課程と教育環境整備が全体として機能するようにすべき。
- その上で、総授業時数については、現在以上に増やすことがないよう検討すべき。
- 1コマ1コマの授業づくりに追われるのではなく、学年や学期といった長いスパンも念頭に、単元をベースとして授業を構想することや必要な評価場面を精選することは指導や評価の負担感を防ぐとともに、授業づくりを通じて学びに関する高度専門職としての教師の成長を促し、資質・能力のよりよい育成や多様な子供を包摂する上でも重要な手立てである。現行の学習指導要領においても、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら授業改善を図っていくことについて明記されているが、その意義や考え方が必ずしも十分に明確になっていない状況もある。あらためて、3(1)で述べた目標・内容の構造化との関連も踏まえつつ、単元をベースとして授業を構想することの重要性や示し方を検討すべき。その際、単元という単位で授業を構想することの具体的な意義や単元という概念の指し示すところについて整理し、学校現場に分かりやすく伝わるように示していくことが重要。

(2) 教科書・教材の在り方

- 発展的内容の充実や、新しい学習指導要領への対応などにより教科書の内容は格段に充実し、ページ数が大幅に増えている現状。
- 入試の在り方に関連し、教科書の内容を全て教えずにはいけないという考え方は依然として根強く、教科書のページ数の多さが、授業進度の速さや教育課程の実施に当たった負担感を生んでいる実態も指摘されている。
- 教科書が経験の浅い教師でも充実した指導ができるように工夫されていることが、かえって教師の創意工夫や教師の指導力向上を阻んでいるのではないかと、といった指摘もある。校内の研修や教育委員会の支援等を通じて、単に教科書を教えるのではなく、どのような資質・能力を育みたいかという視点から、一人一人の教師が教育計画を立てられるようにしていくことが重要。
- 一人一台端末の整備により、子供たちが多様な学習材に自らアクセスできるようになってきたという状況の変化も踏まえて、新しい学びにふさわしい教科書に掲載する内容や分量のほか、デジタル教科書の在り方等についてあらためて検討すべき。
- 教科書のみならず、多様な学びの充実を図るための教材の充実も重要。その際、AI等のデジタル教材をはじめ、学校用家具や学校施設(学校図書館や特別教室等を含む。)など子供の学ぶ環境全体に目を向けて、資質・能力の育成に必要な教材等の整備を行っていくことが求められる。

(3)カリキュラム・マネジメントの実態と今後の推進の在り方

- 教職員同士が協力して、学校全体でカリキュラムの編成・実施・評価・改善のPDCAサイクルを確立していくことは、子供の社会経済的背景を乗り越えて学力を向上させていく学校の特色の一つとして指摘されている。
- 学校におけるカリキュラム・マネジメントについては、学校における実施の認識が高まってきたが、計画を立ててそれを遵守することに注力してしまい、子供や学校の実態に応じ年度途中でも柔軟に見直しながら実施していくことに課題があるとの指摘もある。
- 学習指導要領が変化しても学校を取り巻くシステムや組織文化が旧来の状態に留まる、という状況を脱却するのが現行学習指導要領におけるカリキュラム・マネジメントの提起の趣旨の一つであったが、十分に具現化するところには至っていない。学校の「組織原理・文化」等も含めて、学校のシステム・組織全体のマネジメントの観点からも、カリキュラム・マネジメントの充実の在り方について検討すべき。

(4)教育課程の円滑な実施に向けた学校への支援と環境整備

- 指導主事を配置していない基礎自治体があることも踏まえ、教育委員会や学校がそれぞれの地域や学校の実情を踏まえつつ、自主的・自律的に取組を進めることができるよう、地方教育行政を充実させ、学校への支援体制の強化を図ることが重要。
- 学校での学びを社会に繋げ、「社会に開かれた教育課程」を持続可能な形で実現できるよう、コミュニティ・スクールの充実を含む地域と学校、産学官と学校の連携促進方策を検討すべき。
- 資質・能力を育成するための教育課程の改善・充実と教職員定数の改善をはじめとする教育条件整備は一体的に行っていく必要がある。

6. 学習指導要領の趣旨の実現に向けた政策形成・展開

(1)学習指導要領・解説等の形態

- 例えば「学びに向かう力、人間性等」のように、用語が多義的に解釈され結果的に誤解を招くといった事例が見受けられる。用語の解説を設けるなど、用語間の関係や関連性など全体の構造を分かりやすくするにはどうすればよいか検討すべき。
- その際、他国でのカリキュラム・スタンダードの好事例を踏まえ、図表の形式を活用して示すことや、カリキュラム文書やその解説等を一体的に確認できるようデジタル技術を活用することなど学習指導要領及び同解説の形態の工夫の在り方を検討すべき。(再掲)

(2)学習指導要領の改訂プロセス、学校や教育委員会との共有・浸透の在り方

- 文部科学省⇒都道府県教育委員会⇒市町村教育委員会⇒学校という固定的な経路での情報伝達や、指導資料を中心とした情報発信のみでは学習指導要領の趣旨やねらいが必ずしも十分に伝わらないのではないかと。(再掲)
- 中央教育審議会等における改訂の審議の最中においても、資料を学校や教育委員会にとって徹底的に分かりやすいものとし、審議状況をウェブサイト・動画等で積極的に発信したりするなど、改訂プロセス自体を通じて子供や保護者等を含む多くの関係者を巻き込み、学校や教育委員会と趣旨や内容を共有しつつ、浸透を図っていくことが重要。

- 令和5年度から施行されていることも基本法について、同法に定める基本理念を含め、その趣旨を踏まえることが重要。
- 改訂後においても、教師一人一人が自らの課題に引きつけて当事者意識を持って理解できるよう、より対話的な関係の中で趣旨を伝えることができるような機会など、趣旨の共有・浸透の方法にどのような工夫が可能か検討する必要。
こうした、絶えず研究と修養が求められる学びの高度専門職として相応しい教師の在り方を実現するためにも、令和6年8月 27 日中央教育審議会答申に基づき、学校における働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善を一体的・総合的に推進することが不可欠。

(3)社会的ニーズとの整合性

- 学習指導要領の趣旨やねらいが保護者や産業界などの社会的ニーズと整合している必要。乖離が大きいと、学校が取組を実施しにくくなったり、公立学校離れを招いたりするなど、意図せざる結果を招きかねないのではないかという点に留意が必要。一方で、保護者や社会のニーズ自体に課題がある場合もある点に留意が必要。(再掲)
- 新たな社会で求められる資質・能力やそれを育成する学びの在り方、それに対する支援について、学校関係者だけでなく、幅広く社会的合意を調達していくことが重要。

令和8年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの 出願手続きの電子化について【予告】

大学入試センター（以下、「センター」という。）では、令和8年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト（令和8年1月実施予定）から出願手続きの電子化を行います。なお、詳細な出願手続きの方法等については、来年2月以降お知らせする予定です。

1. 大学入学共通テストの出願の電子化の概要

- 志願者や高等学校等の利便性の向上を図るため、令和8年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト以降の出願や登録内容の変更等は、オンライン（パソコン、タブレット、スマートフォン等）で行います。
- これまで、高等学校等卒業見込者の出願書類は、在籍校を経由してセンターに提出していましたが、志願者本人が直接センターに出願することになります。これに伴い、高等学校による卒業見込者の志願票等の取りまとめは不要になります。
- 受験票は、オンラインにより各自で紙に印刷し、試験当日に試験場に持参します。
- 検定料等の支払は、指定金融機関による振込みから、オンライン決済になります。
- インターネット環境を利用することができない方には代替措置を予定しています。

2. 電子出願システムを利用した手続きの流れ

- 電子出願システムの利用にあたり、まず、志願者自身がアカウントを登録し、「マイページ」を作成します。出願及び登録内容の変更等は、「マイページ」で行います。
- 出願及び登録内容の変更等の時期は、以下のとおり、概ね例年どおりを予定していますが、若干の変更をする場合もあります。

(1) 受験案内・受験上の配慮案内の公表	【6月中旬頃】
(2) マイページの作成開始	【7月上旬頃】
(3) 出願・検定料の支払い	【9月下旬頃】
(4) 出願内容の確認・登録内容の変更	【10月中旬頃】
(5) 受験票の取得	【12月中旬頃】
(6) 成績の閲覧（希望者のみ）	【4月上旬頃】

3. 高等学校等関係者向けサイト

- 高等学校等の関係者が、自校を卒業見込の志願者の出願状況の把握や進路指導で使用できるよう、志願者のデータを閲覧できるサイトを開設します。なお、閲覧できる志願者のデータは出願時に同意した志願者のデータが対象となります。

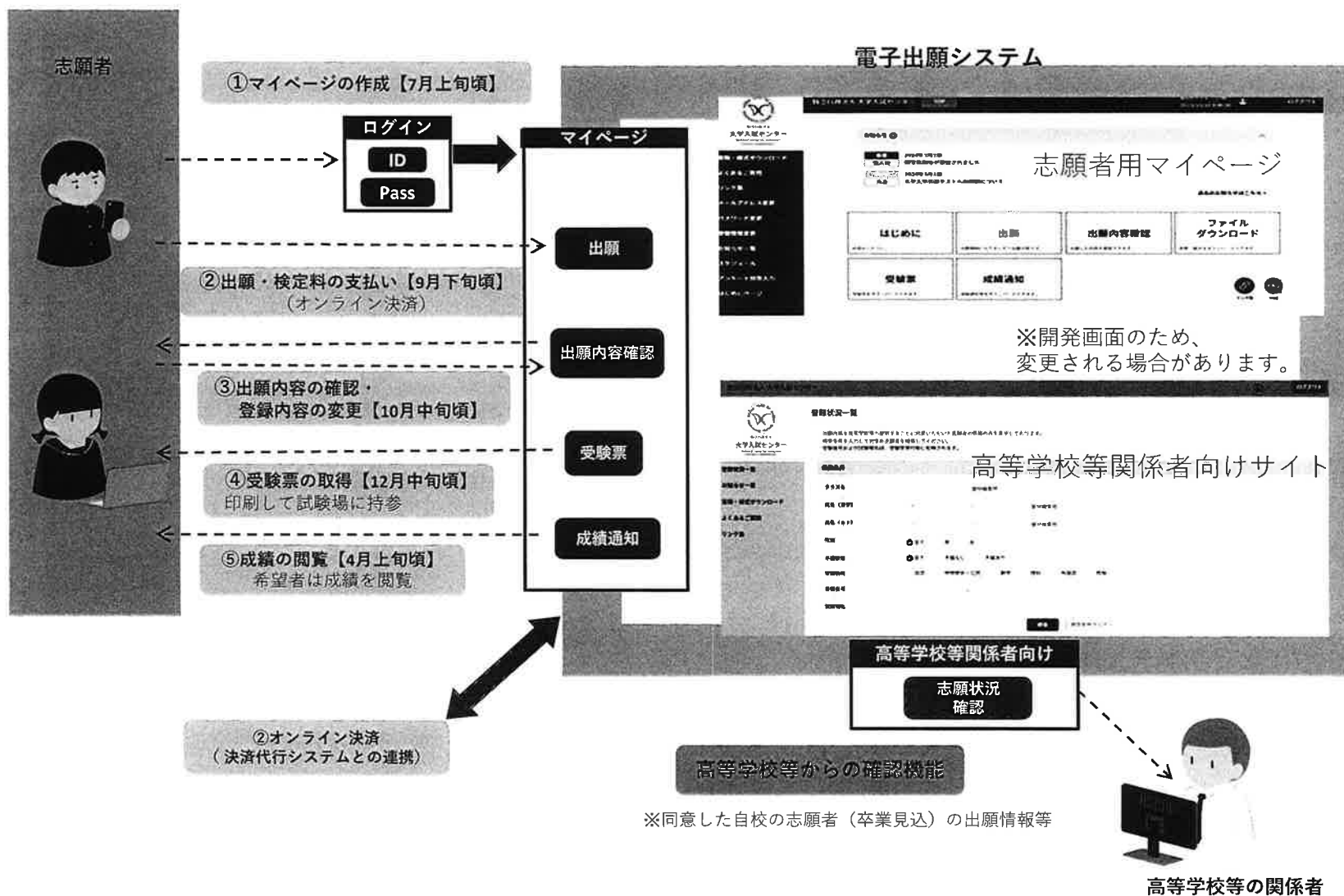
4. 受験上の配慮申請

- 障害等による受験上の配慮申請は、マイページから提出書類の様式を入手し、従来どおり、郵送による申請で受け付けます。

5. 支払方法等

- 検定料等の支払いは、クレジットカード決済、コンビニエンスストア支払い、Pay-easy（ペイジー）決済が利用できるようになります。（別に200円程度の手数料が生じます。）
- また、成績通知を希望する志願者は、検定料と併せて成績通知手数料（現行の800円から300円に減額を予定）を支払うことで、マイページで4月上旬頃に成績を閲覧できます。

大学入学共通テストの電子出願手続きの流れ



高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

令和7年度予算額（案）

2億円
（新規）



令和6年度補正予算額

74億円

現状・課題

大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要

事業内容

情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などを通じてICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援する

支援対象等

公立・私立の高等学校等
（1,200校程度）

箇所数・補助上限額 ※定額補助

- ・継続校 : 1,000校 × 500万円（重点類型の場合700万円）
 - ・新規採択校 : 200校 × 1,000万円（重点類型の場合1,200万円）
 - ・都道府県による域内横断的な取組 : 47都道府県 × 1,000万円
- ※必須要件に加えて、各類型ごとの取組を重点的に実施する学校を重点類型として補助上限額を加算（80校（半導体重点枠を含む））

採択校に求める具体の取組例（基本類型・重点類型共通）

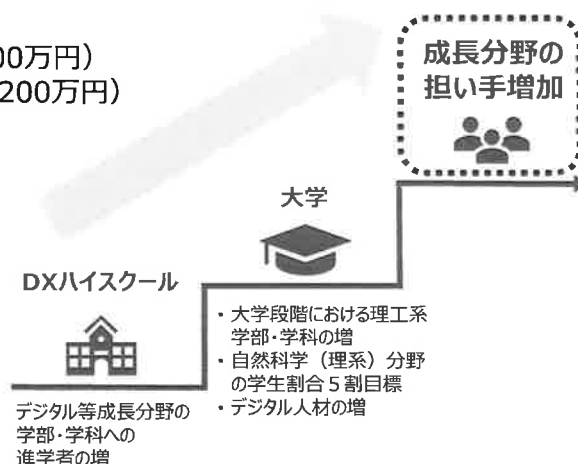
- ・情報Ⅱや数学Ⅱ・B、数学Ⅲ・C等の履修推進（遠隔授業の活用を含む）
- ・情報・数学等を重視した学科への転換、コースの設置
- ・デジタルを活用した文理横断的・探究的な学びの実施
- ・デジタルもののづくりなど、生徒の興味関心を高めるデジタル課外活動の促進
- ・高大接続の強化や多面的な高校入試の実施
- ・地方の小規模校において従来開設されていない理数教科目（数学Ⅲ等）の遠隔授業による実施
- ・専門高校において、デジタルを活用したスマート農業やインフラDX、医療・介護DX等に対応した高度な専門教科指導の実施、高大接続の強化

採択校に求める具体の取組例（重点類型（グローバル型、特色化・魅力化型、）プロフェッショナル型（半導体重点枠を含む））

- ・海外の連携校等への留学、外国人生徒の受入、外国語等による授業の実施、国内外の大学等と連携した取組の実施等
- ・文理横断的な学びに重点的に取り組む新しい普通科への学科転換
- ・産業界等と連携した最先端の職業人材育成の取組の実施

支援対象例

ICT機器整備（ハイスペックPC、3Dプリンタ、動画・画像生成ソフト等）、遠隔授業用を含む通信機器整備、理数教育設備整備、専門高校の高度な実習設備整備、専門人材派遣等業務委託費 等



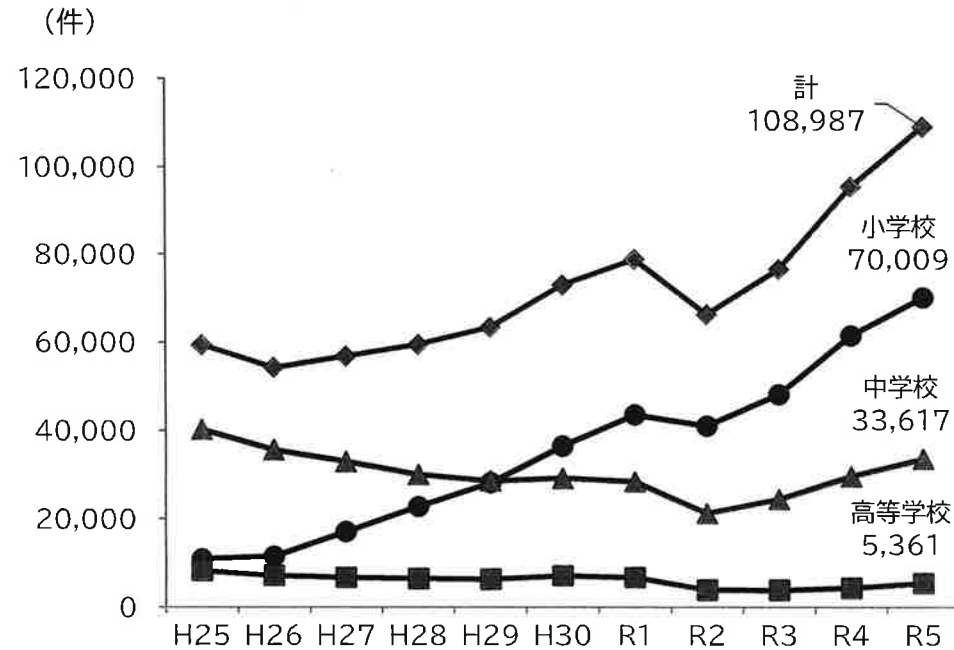
事業スキーム



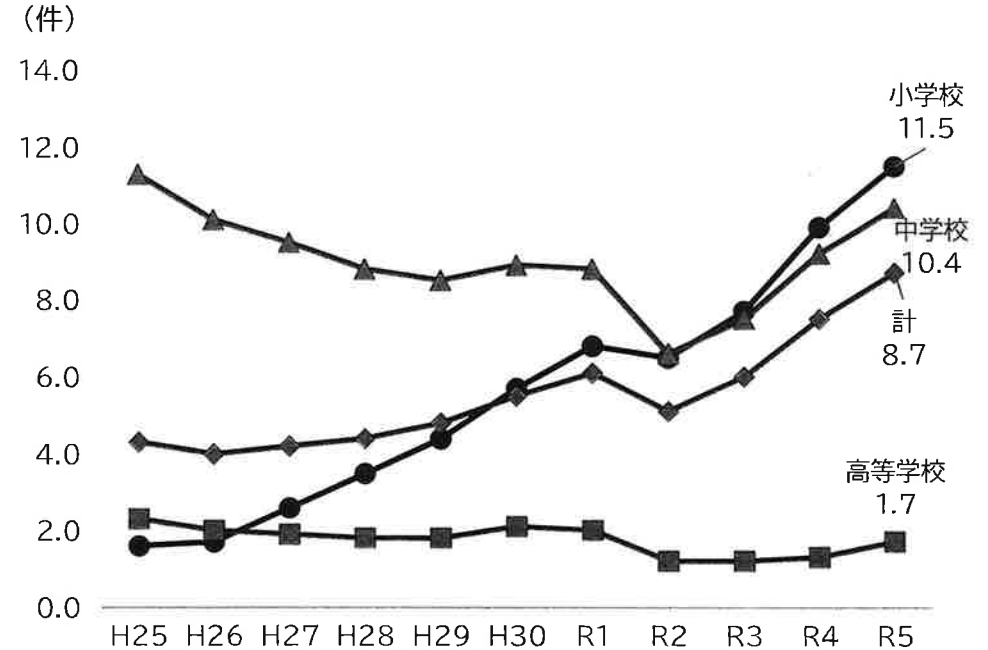
（担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）付）

暴力行為の状況について

暴力行為発生件数の推移



1,000人当たりの暴力行為発生件数



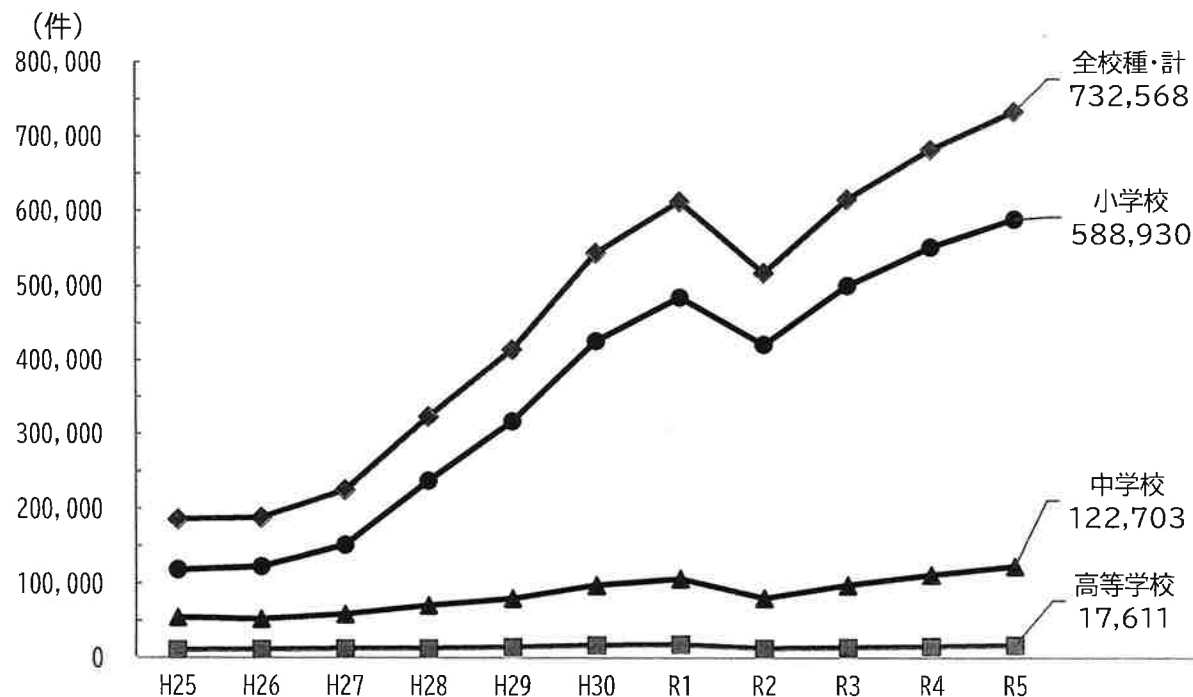
- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は108,987件(前年度95,426件)であり、前年度から13,561件(14.2%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの発生件数は8.7件(前年度7.5件)である。

※ 上段は発生件数、下段は1,000人当たりの発生件数。

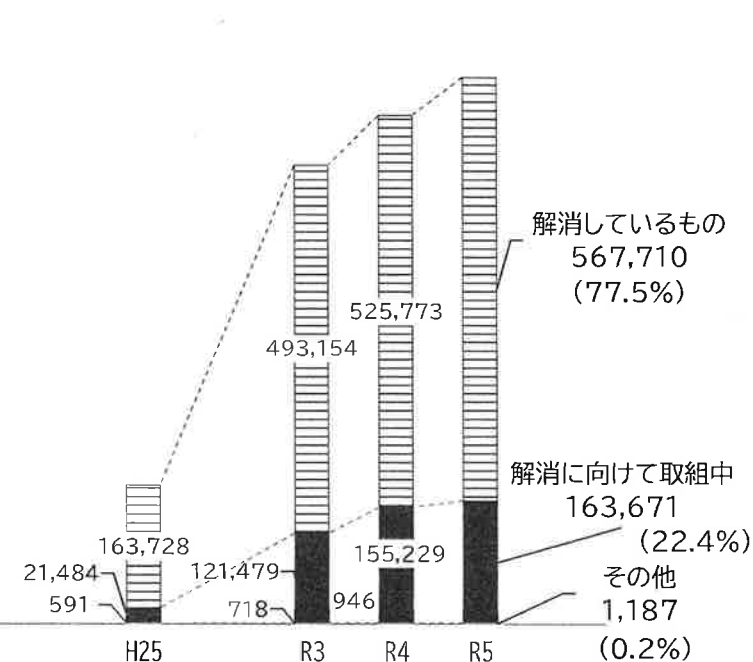
本調査においては、「当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず」、暴力行為に該当するものをすべて対象とすることとしている。

いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1	588,930 96.5
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3	122,703 38.1
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9	17,611 5.5
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7	3,324 22.3
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3	732,568 57.9

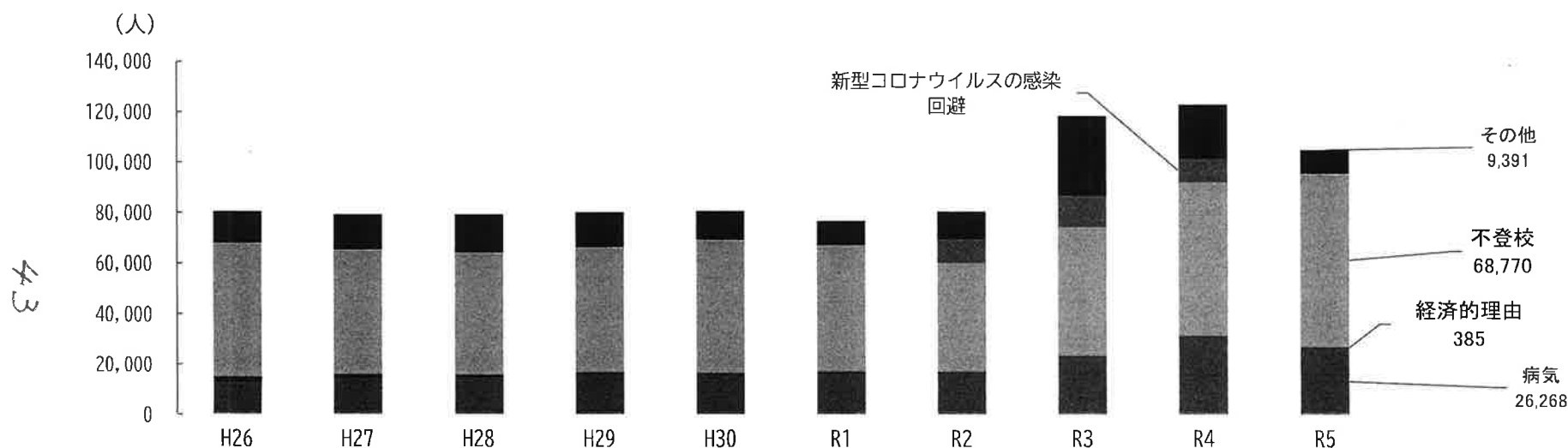
- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は732,568件(前年度681,948件)であり、前年度に比べ50,620件(7.4%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は57.9件(前年度53.3件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは567,710件(77.5%)であった。

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

高等学校における長期欠席の状況について

- 高等学校における長期欠席者数は104,814人(前年度122,771人)。
- このうち不登校によるものは68,770人(前年度60,575人)。

高等学校における長期欠席者数の推移



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
病気	12,821	14,266	14,394	15,632	15,812	16,358	16,521	22,864	30,976	26,268
経済的理由	2,044	1,606	1,263	1,036	764	644	429	385	343	385
不登校	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723	50,100	43,051	50,985	60,575	68,770
新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	9,382	12,388	9,256	***
その他	12,592	13,922	15,169	14,002	11,453	9,673	11,144	31,610	21,621	9,391
計	80,613	79,357	79,391	80,313	80,752	76,775	80,527	118,232	122,771	104,814

※ 令和元年度調査まで、及び令和5年度調査は、年度間に30日以上欠席した生徒について調査。

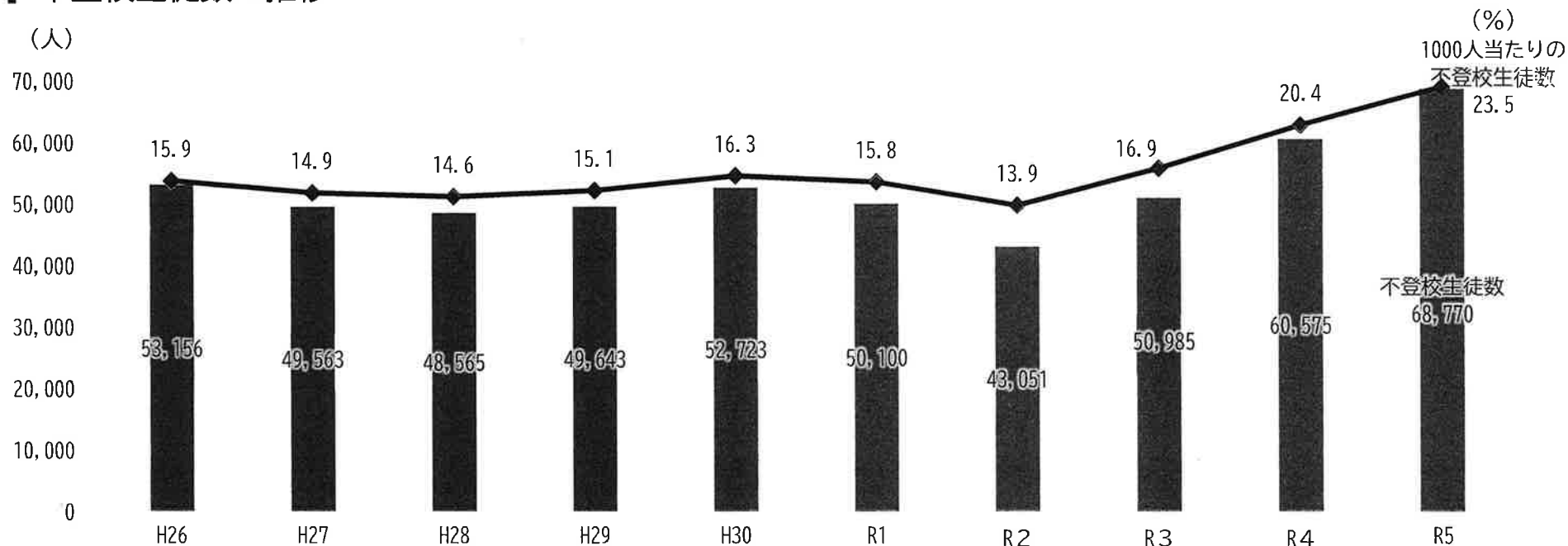
※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった生徒について調査。

※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

高等学校における不登校の状況について

- 高等学校における不登校生徒数は68,770人(前年度60,575人)であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、23.5人(前年度20.4人)である。

不登校生徒数の推移



- 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の15.7%である。

区分	欠席日数30～49日の者		欠席日数50～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校生徒数
国公立計	39,360	57.2%	18,606	27.1%	8,839	12.9%	1,407	2.0%	558	0.8%	68,770

	国公立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	11,746	17.1%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,384	4.9%

※ 「生徒指導要録」の「出欠の記録欄」のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記録されている場合は、その日数については「欠席日数」に含める。

高等学校における不登校の状況について

不登校生徒について把握した事実

	不登校生徒数	いじめの被害の情報や相談があった	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	学校のきまり等に関する相談があった	転編入学、進級時の不適応による相談があった	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	生活リズムの不調に関する相談があった	あそび、非行に関する情報や相談があった	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	不安・抑うつとの相談があった	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった
全日制	54,329	541 1.0%	6,512 12.0%	957 1.8%	8,774 16.1%	1,199 2.2%	3,519 6.5%	2,755 5.1%	3,799 7.0%	14,399 26.5%	2,369 4.4%	17,311 31.9%	9,278 17.1%	1,289 2.4%	1,734 3.2%
定時制	14,441	59 0.4%	1,059 7.3%	177 1.2%	1,791 12.4%	182 1.3%	614 4.3%	686 4.8%	876 6.1%	3,970 27.5%	1,100 7.6%	5,230 36.2%	2,225 15.4%	414 2.9%	289 2.0%
合計	68,770	600 0.9%	7,571 11.0%	1,134 1.6%	10,565 15.4%	1,381 2.0%	4,133 6.0%	3,441 5.0%	4,675 6.8%	18,369 26.7%	3,469 5.0%	22,541 32.8%	11,503 16.7%	1,703 2.5%	2,023 2.9%

※「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した不登校生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答。

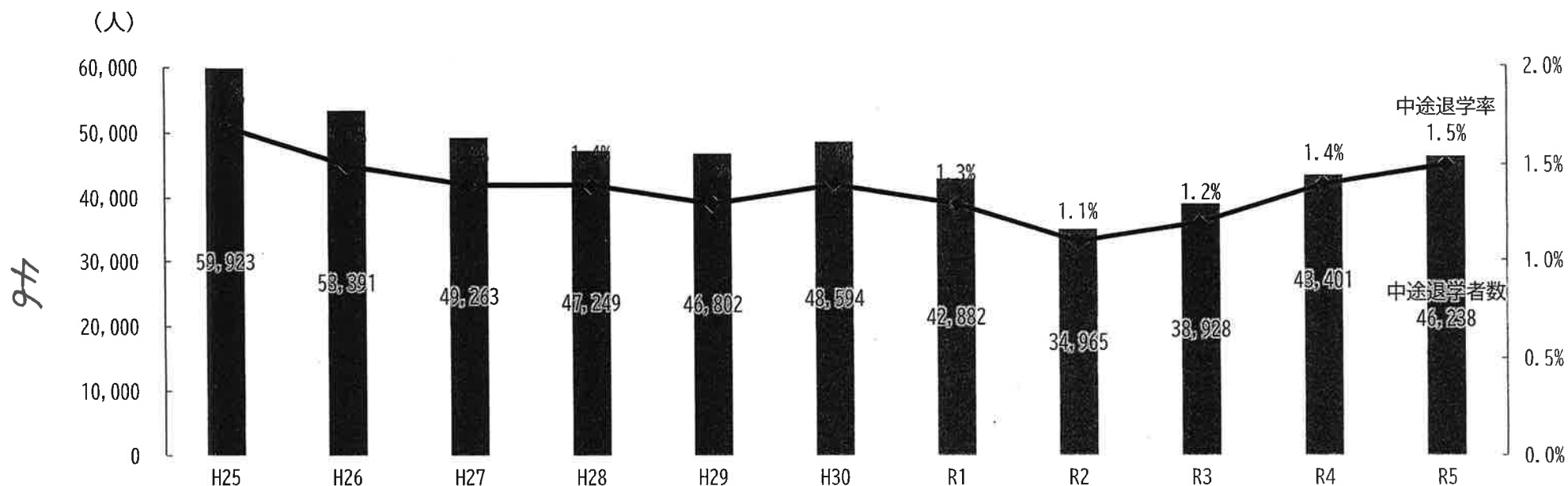
※ 下段は、不登校生徒数に対する割合。

※「個別の配慮(障害(疑い含む)以外)についての求めや相談があった。」は、障害(疑い含む)に起因する特別な教育的支援以外の個別の配慮を指す。

高等学校における中途退学の状況について

- 高等学校における中途退学者数は46,238人(前年度43,401人)であり、中途退学者の割合は1.5%(前年度1.4%)である。

高等学校における中途退学者数及び中途退学率の推移



※中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合。

事由別中途退学者数

	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気 けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他
R3	2,560 6.6%	11,855 30.5%	17,219 44.2%	1,919 4.9%	532 1.4%	1,478 3.8%	954 2.5%	2,411 6.2%
R4	2,600 6.0%	14,253 32.8%	19,055 43.9%	2,107 4.9%	617 1.4%	1,424 3.3%	1,196 2.8%	2,149 5.0%
R5	3,124 6.8%	15,804 34.2%	19,087 41.3%	1,971 4.3%	567 1.2%	1,333 2.9%	1,527 3.3%	2,825 6.1%

※中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択したもの。

※上段：人数
下段：中途退学者に対する割合

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (令和6年12月25日中央教育審議会諮問)【概要】

資料 1 - 2

子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

- 不確実性の高まり（少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等）
→子供たちは、激しい変化が止まることがない時代を生きる
- 労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換
→自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性
- 内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽への指摘
→多様な他者と、当事者意識を持った対話により問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性
- テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく多様な個人の思いを具現化するチャンスも生み出す
→生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにすることが不可欠

現在の学校現場の状況

- 現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」を明確化し、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を提示
- コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末環境も活用し、精力的な授業改善が行われてきた
- 全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている
→我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を上げ続けている

顕在化している課題

①主体的に学びに向かうことができていない子供の存在

- ・ 学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができていない子供の増加
- ・ 不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題
- ・ これらに向き合うことは、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも重要

②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば

- ・ 習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、概念としての知識の習得や深い意味理解をすること、自分の考えを持ち、根拠を持って明確に説明すること、自律的に学ぶ自信がある生徒が少ないこと、等に依然として課題
- ・ 子供の社会参画の意識、将来の夢を持つ子供の割合等についても、改善傾向も見られるものの国際的に見て低い状況

③デジタル学習基盤の効果的な活用

- ・ デジタル学習基盤(*)は、一人一人のよさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているが、効果的な活用は緒に就いたばかり
- ・ 我が国のデジタル競争力は国際比較でも低位であり、デジタル人材育成強化は喫緊の課題
- ・ 「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要

(*) GIGA スクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤

○子供たちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きい

→これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要

○教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性

→令和6年8月の中央教育審議会答申に基づく教員の勤務環境整備と整合させつつ、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展

※別途諮問している「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」に係る検討と連携

主な審議事項

1 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

- 生成AIが発展する状況の下、知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりが重要となる中、そうした授業改善に直結する学習指導要領とするための方策（特に、各教科等の中核的な概念等を中心に、目標・内容を一層構造化）
- 目標・内容の記載に表形式等を活用すること、学校種間・教科等間の関係を俯瞰しやすくすることのほか、デジタル技術を活用した工夫の在り方
- 重要な理念の関係性の整理（「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」、「学習の基盤となる資質・能力」等）
- デジタル学習基盤の活用を前提とした、資質・能力をよりよく育成するための各教科等の示し方
- 学習改善・授業改善に効果的な評価の観点や頻度、形成的・総括的評価の在り方（特に、「主体的に学習に取り組む態度」をはじめ観点別学習状況の把握をより豊かな評価につなげるための改善）

3 各教科等やその目標・内容の在り方

- 小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る方策（生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を含む）
- 質の高い探究的な学びを実現するための「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の改善の在り方（情報活用能力の育成との一体的な充実等を含む）
- 高等教育段階でデジタル・理数分野への学部転換等の取組が進む中での、初等中等教育段階における文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方
- 生成AIの活用を含めた今後の外国語教育の在り方や、手軽に質の高い翻訳も可能となる中での外国語を学ぶ意義についての考え方
- 教育基本法、学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教育の改善の在り方
- 多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善の在り方
- 特別支援学級や通級指導に係る特別の教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策

2 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

- 興味・関心や能力・特性に応じて子供が学びを自己調整し、教材や方法を選択できる学習環境デザインの重要性、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方
- 教師に「余白」を生み、教育の質の向上に資する可能性も含めた、子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程編成の促進の在り方（各種特例校制度等を活用しやすくすること、標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業週数の示し方）
- 高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のための、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方
- 不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂するシステムの構築に向けた教育課程上の特例等の在り方

4 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

- 教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい在り方（学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書を含む）
- 現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上での、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の充実の在り方
- 新たな学びにふさわしい教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方
- 情報技術など変化の激しい分野において、教師の負担軽減を図りつつ最新の教育内容を扱うことを可能とするための方策
- 各学校での柔軟な教育課程編成を促進し、多様な取組の展開に資する、教育委員会への支援強化、指導主事等の資質・能力の向上の在り方
- コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化する方策
- 学習指導要領の趣旨・内容について、保護者をはじめ社会全体と共有するとともに、学校種を超えて一人一人の教師に浸透を促す方法の在り方

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について 資料2-2 (令和6年12月25日 中央教育審議会 諮問)【概要】

令和3年1月答申

- 「令和の日本型学校教育」：「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」。その一体的な充実を通じて「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善へつなげていく必要性、それを担う教師及び教職員集団の在り方について提示。

令和4年12月答申

- 教師に共通的に求められる資質能力の再整理とともに、「新たな教師の学びの姿」の実現、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成等の改革の方向性を提示。

→ 教師一人一人の資質能力・専門性の向上と、多様な専門性や背景を持つ人材を教師として取り入れるための改革が現在進行中。

令和6年8月答申

- 学校における働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善を一体的・総合的に推進する方策を提示。

→ 学びの専門職である教師の「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けた環境整備に取り組んでいく。

教師を取り巻く環境整備に深く関わる事項として、「教員免許や教員養成の在り方等」について、専門的な検討を行うことに期待。

少子化による生産年齢人口の減少、AI技術等の先端技術が高度に発達する時代

- 子供一人一人の能力の最大化、子供たちの主体的な学びの支援・伴走への教師の役割の転換 → 教師に質の高い人材を十分に育成・確保することが必要。
- 現在のいわゆる「教師不足」の背景にある教師の年齢構成に起因する大量退職とそれに伴う大量採用の時期が過ぎれば、自ずと解決する課題ではない。

「令和4年答申」で示された改革の方向性にのっとり、課題解決のための戦略的意図を持って、改めて制度の根本に立ち返った検討を実施。
→ 教師人材の質の向上と入職経路の拡幅を強力に推進し、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速することが必要。

主な検討事項

① 社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方

- 社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方（学修内容や学修方法など）
※ 教員養成フラグシップ大学の取組も勘案
- より多くの学生が教員免許取得を目指したり、教職生涯を通じて能力向上への意欲を喚起したりするような教員免許制度の在り方
- 教員養成系大学・学部等が、教育委員会との連携を深め、地域に求められる教師人材の確保につなげるために必要な取組
- 教師人材を安定的に輩出するため、必要な教職課程が大学において継続的に開設・実施できるようにするための方策 等

② 教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方

- 優れた教師人材の確保に必要な採用に係る方策
※ 教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に向けた検討等の動きも勘案
- 教職生涯全体を通じ「学び続ける教師」の実現に向け、
・ 研修や学ぶ時間の確保等によって自己の資質能力等を高められるような環境整備
- ・ 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の進捗状況の検証
- ・ 学校管理職のマネジメント能力の強化
- ・ 現職教師等の能力の高度化のために中心的な場となる教職大学院での指導の質の確保のための方策 等

③ 多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方

- 教員資格認定試験の在り方（試験の実施方法など）
- 大学の学部段階では教職課程を履修しなかった社会人等が、大学院での教職に関する学修によって教員免許の取得が可能な仕組みの構築
- 特別免許状等の更なる活用促進に向けた方策
- 民間企業等に勤務する者が当該企業等に在籍しながら教師として勤務する際の任用形態の在り方
- 養成・採用・研修の取組の改善を有機的につなげる観点から必要な支援方策 等

※ 別途諮問している「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方」についての議論とも連動させながら審議。

各国公私立大学長（大学院大学を除く） 殿

文部科学省高等教育局長
伊 藤 学 司

大学入学者選抜実施要項において定める試験期日等の遵守について（依頼）

令和 7 年度大学入学者選抜の実施にあたっては、国公私立大学及び高等学校関係団体の代表者等を構成員とする大学入学者選抜協議会（以下「協議会」という。）において合意がなされ、通知しています「令和 7 年度大学入学者選抜実施要項」（令和 6 年 6 月 5 日付け 6 文科高第 299 号高等教育局長通知、以下「実施要項」という。）に基づき、適切に実施することをお願いしているところです。

しかしながら、例えば試験期日に関し、一般選抜のみならず総合型選抜や学校推薦型選抜においても、個別学力検査（各教科・科目に係るテスト）の試験期日は令和 7 年 2 月 1 日から 3 月 25 日までの間に行うものと実施要項で定めているにもかかわらず、この期日以前に個別学力検査（各教科・科目に係るテスト）を行っている選抜が散見されとの指摘がなされています。またこれに関して、本年 10 月に開催された協議会においても、高等学校関係団体を中心に強い懸念が示されるとともに、別途意見照会を行ったところ、12 月までに以下の見解や試験期日等の遵守を求める旨が示されたところです。

- ・（期日以前に選抜が行われることにより）生徒の安易な進路選択につながるなど、進路指導という観点を含め、高等学校教育に大きな影響を及ぼす
- ・一部の大学において実施要項の趣旨を踏まえず、高等学校教育における学びの継続性や教育課程に影響を与えかねない、早期選抜が実施されていることに憂慮し、正常な高等学校における教育と大学における教育の接続が実施されるよう願う
- ・総合型選抜や学校推薦型選抜では入試方法の多様化、評価尺度の多元化に対する大学の努力の一環であり、選考に当たり丁寧な資料の見取りとそれに係る時間を相応に要することから、一般選抜に比して早期に実施されているものと理解
- ・現行の実施要項に基づけば、各大学はアドミッション・ポリシーに基づいて大学入学者選抜を実施するものであり、少子化によって減少する学生を他大学に先駆けて確保することが目的ではないはず

大学入学者選抜は、高等学校における教育と大学における教育を接続する教育の一環として実施するものであり、高等学校における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮を行うことが求められます。このため、国公私立大学及び高等学校関係団体の代表者等

による合意の結果を通知している実施要項に定める試験期日等については、その遵守がまず何より重要です。

実施要項の内容については協議会において検討が進められているところですが、各大学においては、上記の内容について改めて各大学内でも十分に留意した上で、定められた実施要項に基づき大学入学者選抜を適切に実施するとともに、引き続き大学入学者選抜の工夫・改善を進めるよう改めてお願いいたします。

【本件担当】

高等教育局大学教育・入試課

大学入試室入試第三係 麻田、新井

T E L : 03-5253-4111 (内線 4902)

E-mail : gaknyusi@mext.go.jp

(参考)

【抜粋】令和7年度大学入学者選抜実施要項
(令和6年6月5日 6文科高第299号文部科学省高等教育局長通知)

第4 試験期日等

- 1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。
本試験 令和7年1月18日、19日
追試験 令和7年1月25日、26日
- 2 第6の1に示す個別学力検査（各大学で実施する一般選抜における学力検査並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する場合の学力検査）の期日については、次により適宜定める。
 - (1) 試験期日 令和7年2月1日から3月25日までの間
なお、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和7年2月1日よりも前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。
 - (2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。
 - (3) 合格者の決定発表 令和7年3月31日まで
- 3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。
- 4 総合型選抜については、入学願書受付を令和6年9月1日以降とし、その判定結果を令和6年11月1日以降に発表する。
- 5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和6年11月1日以降とし、その判定結果を令和6年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。
- 6 帰国生徒又は社会人を対象に募集区分を設ける場合の試験期日、入学願書受付期間及び合格者の決定発表は、上記2から5によることを要しない。